

# 平成 27 年第 4 回阿武町議会定例会 会議録

## 第 1 号

平成 27 年 12 月 10 日(木曜日)

開 会 9 時 00 分 ～ 閉 会 14 時 42 分

### 議事日程

開 会 平成27年12月10日(木) 午前9時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

町長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

追加日程第 1 発議第 2 号 議長辞職願の許可について

追加日程第 2 選挙第 1 号 阿武町議会議長の選挙について

追加日程第 3 発議第 3 号 副議長辞職願の許可について

追加日程第 4 選挙第 2 号 阿武町議会副議長の選挙について

追加日程第 5 発議第 4 号 議席の変更について

日程第 4 発議第 1 号 議会運営委員会委員の選任について

- 日程第 5 報告第 1 号 議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について
- 追加日程第 6 発議第 5 号 特別委員会委員の選任について
- 追加日程第 7 報告第 2 号 特別委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について
- 追加日程第 8 議案第 13 号 阿武町監査委員（議会）の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第 1 号 阿武町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例
- 日程第 7 議案第 2 号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- 日程第 8 議案第 3 号 阿武町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 4 号 阿武町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 5 号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
- 日程第 11 議案第 6 号 阿武町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 7 号 阿武町使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 8 号 公益財団法人やまぐち農林振興公社との分収造林契約の変更について
- 日程第 14 議案第 9 号 平成 27 年度阿武町一般会計補正予算（第 3 回）

- 日程第15 議案第10号 平成27年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）  
特別会計補正予算（第3回）
- 日程第16 議案第11号 平成27年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）  
特別会計補正予算（第2回）
- 日程第17 議案第12号 平成27年度阿武町介護保険事業特別会計補正予  
算（第3回）
- 日程第18 議案第1号から議案第12号までを委員会付託

### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

**出席議員（8 名）**

|     |   |   |   |     |
|-----|---|---|---|-----|
| 1 番 | 長 | 嶺 | 吉 | 家   |
| 2 番 | 小 | 田 | 高 | 正   |
| 3 番 | 白 | 松 | 博 | 之   |
| 4 番 | 中 | 野 | 祥 | 太 郎 |
| 5 番 | 西 | 村 | 良 | 子   |
| 6 番 | 田 | 中 | 敏 | 雄   |
| 7 番 | 小 | 田 | 達 | 雄   |
| 8 番 | 末 | 若 | 憲 | 二   |

**欠席議員**                    なし

**説明のため出席したもの**

|           |   |   |   |   |
|-----------|---|---|---|---|
| 町長        | 中 | 村 | 秀 | 明 |
| 教育長       | 小 | 田 | 武 | 之 |
| 総務課長      | 花 | 田 | 憲 | 彦 |
| 民生課長      | 中 | 野 | 貴 | 夫 |
| 住民課長      | 中 | 野 | 克 | 美 |
| 経済課長      | 工 | 藤 | 茂 | 篤 |
| 施設課長      | 田 | 中 | 達 | 治 |
| 教育委員会事務局長 | 金 | 田 | 浩 | 祐 |
| 会計管理者     | 齋 | 藤 |   | 徹 |
| 福賀支所長     | 小 | 野 | 裕 | 史 |
| 宇田郷支所長    | 近 | 藤 |   | 進 |

**事務局職員出席者**

|        |   |   |  |   |
|--------|---|---|--|---|
| 議会事務局長 | 梅 | 田 |  | 晃 |
| 議会書記   | 野 | 原 |  | 淳 |

開会 午前 9 時 00 分

## 開会の宣告

○議長(田中敏雄) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼、おはようございます。

ご着席ください。開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

煩雑多忙な日常生活の影響もあって、時の流れの早さを実感しておりますが、平成 27 年もあと 20 日を余すばかりとなり、議員の皆様には年の瀬を控え極めてご多忙の中を、平成 27 年第 4 回阿武町議会定例会が招集されるにあたり、応招ご出席をいただき誠にありがとうございます。

心配されていた寒さの訪れも、冬らしい気候となり、自然の落ち着きを取り戻し安堵しているところであります。

さて、激動の今年 1 年を振り返ってみますと、シリアで 2 人の日本人が、過激派組織 I S と見られる武装集団に拘束され、殺害された事件の動画、また、神奈川県川崎市の多摩川河川敷で、中学 1 年生の全裸遺体の発見された事件、また、何十年も連れ添った夫婦が、妻や夫の介護の疲れから、生きる気力を無くした妻、介護の負担を一心に背負い込む夫、疲れ果てた高齢の夫婦は、夫は妻の苦しみを取り除くため、彼女の首を絞めて殺害したといった事件、いずれも、余りにも命が軽々に扱われ、これまでの社会では考えられなかった悲劇が日本中で起き、いずれの事件においても、子どもや高齢者といった社会的弱者が関わっています。今の社会環境に、誰もが大きな不安を抱かれているのではないのでしょうか。まさに、少子高齢社会のひずみの実態が、目に見える形で現れてきていると思います。

また、国政においては、どのマスコミのアンケート調査でも、反対が賛成よ

り多い、集团的自衛権の限定的な行使容認を含む安全保障関連法案が、衆参両本会議において強行採決が行われ可決するなど、また、沖縄県の米軍普天間飛行場の移設先とされている、名護市辺野古沿岸部の埋め立て承認の取り消し問題等々、また今年も、9月には宮城、茨城両県を襲った関東東北豪雨災害で、常総市鬼怒川の堤防が決壊し、甚大な被害が発生するなど、毎年のように発生する自然災害の脅威は、我々に警鐘を鳴らしているのではないのでしょうか。

一方では明るい出来事も多くあり、中でも鹿児島県の種子島宇宙センターから、H2 ロケット 29 号が、国産ロケットによる初の商業衛星として打ち上げに成功、また、ワールドカップイングランド大会で、ラグビーの日本代表は、2 回の優勝を誇る強豪南アフリカチームに、34 対 32 の逆転で勝ち、歴史的勝利をおさめ、ラグビー界に五郎丸旋風を起こすなど、とかく諦めることの多い今日、強い者に立ち向かい勝利する姿は、大きな感動と勇気を与えてくれたと思います。

当町においては、1 月に町制施行 60 周年を迎え、7 月には、山口県で開催されました、4 年に 1 度開かれる世界スカウトジャンボリーでは、当町に世界 10 カ国から 160 人の子どもたちが、町内の子どもたちと交流をし、10 月には全国健康福祉祭ねりんビックおいでませ！山口 2015 が開催され、当町は俳句の会場となり、全国から約 250 人、遠くは青森県から参加され、町民皆様のおもてなしに満足され、多いに当町の発信、PR になったところであります。

また、平成 27 年度から 5 カ年計画の基本構想、基本計画が策定され、これに加え、地方創生版人口減少対策ビジョン、阿武町版総合戦略が策定され、ますます町民一人ひとりが主役の町づくりが求められています。消滅自治体にならないためにも、単独町政を選択した議会は、その責任の重さを常に持ち続けなければなりません。

今年は、第二次世界大戦から終結 70 年、町制施行 60 周年、節目の年に当たり

新たな気持ちに立ち返り、これからの町づくりに取り組まなければと思います。

本日から始まります今期定例会は、ご案内のとおり付議されました案件は、阿武町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例をはじめとする議案 12 件、発議 1 件、報告 1 件、全員協議会において報告 1 件であります。また、3 人の方から一般質問の通告がなされております。

なお、本定例会では、伝統ある阿武町議会の申し合わせによるところの議長、副議長選挙が行われる予定です。議員の皆様のご厳正公平なご判断と、慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○議長（田中敏雄） 本日の出席議員は、8 人全員です。ただ今より平成 27 年第 4 回阿武町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、あらかじめお手元に配布のとおりです。また、本会議終了後、特別委員会及び現地踏査が行われます。

## 議長諸般の報告

○議長（田中敏雄） これより日程に入るに先立ち、過ぐる 9 月 9 日開催の平成 27 年第 3 回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

9 月 26 日、第 11 回阿武町グラウンドゴルフ大会がグリーンパークあぶで開催され、開会式に本職が出席しました。

9 月 27 日、平成 27 年度宇田郷地区ふれあい運動会が開催され、開会式に本職が出席しました。

9 月 29 日、平成 27 年度山口県町自治研修会が山口市で開催され、議員各位出

席されたことはご高承のとおりです。

10月2日、山口県町議会議長会の臨時会が山口市で開催され、本職が出席しました。

10月3日、おいでませ！山口国体記念、第4回障がい者ソフトボール交流大会が阿武小中グラウンドで開催され、開会式に小田副議長が出席しました。

10月11日、平成27年度 第14回みどり保育園運動会が体育センターで開催され、開会式に本職が出席しました。

10月12日、萩東道路整備促進協議会総会が萩市で開催され、本職が出席しました。また、同日午後、山陰自動車道（益田～萩間）整備促進決起大会が萩市の農協会館で開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

10月17日、第28回全国健康福祉祭やまぐち大会の総合開会式が山口市の維新百年記念公園陸上競技場で開催され、本職が出席しました。

10月18日、ねんりんピックおいでませ！山口2015、俳句交流大会が町民センターで開催され、本職が出席しました。

10月23日、商工会法施行55周年記念山口県商工会大会が山口市で開催され、本職が出席しました。

10月27日、第15回阿武町福祉スポーツ大会が体育センターで開催され、開会式に本職が出席しました。

10月29日、平成27年第2回山口県後期高齢者医療広域連合議会定例会が山口市で開催され、本職が出席しました。

11月1日、第34回福賀大農業まつりが開催され、開会式に本職が出席しました。

11月3日、第28回宇田郷ふれあい祭りが開催され、開会式に本職が出席しました。

11月6日、山口県町議会議長会の11月定例会が山口市で開催され、本職が出

席しました。

11月11日、第59回町村議会議長全国大会が東京NHKホールで、また、11月12日、山陰自動車道(益田～萩間)整備促進に係る要望活動が国土交通省及び自由民主党本部で開催され、本職が出席しました。

11月13日、全国過疎地域自立促進連盟の第127回理事会及び第46回定期総会が東京メルパルクホールで開催され、本職が出席しました。

11月19日、佐賀県太良町議会経済建設常任委員会が行政視察に来町され、小田副議長が歓迎の挨拶を行いました。

11月22日、奈古高等学校学校祭が開催され、本職が出席しました。

また、同日、第30回さん3ふるさとまつりが開催されたことは、ご高承のとおりであります。

11月25日、地域づくり研究集会在町民センターで開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

11月29日、あぶ自治会対抗歌合戦が町民センター文化ホールで開催され、議員各位参観、応援されたことはご高承のとおりです。

12月4日、議会運営委員会が開催され、今期定例会の議会運営等について協議がなされました。

12月6日、第30回阿武町力くらべ綱引き大会が体育センターで開催され、開会式に本職が出席いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

## 町長あいさつ

○議長(田中敏雄) ここで今期定例会にあたり、町長が挨拶を行います。

町長。

○町長(中村秀明) 平成27年第4回阿武町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私ともご多繁の中、本定例会へご出席をいただきまして誠にありがとうございます。心から厚くお礼を申し上げます。

さて、師走に入り何かと気ぜわしい毎日であります。改めて本年1年を振り返ってみますと、今年も全国各地で大雨や地震、火山噴火等、自然災害が多く発生いたしました。幸い当町におきましては、大きな災害もなく、比較的平穏な一年であったと思っております。

こうした中、阿武町におきましては、町制施行60周年の節目の年として、各種の記念行事を開催し、これを祝うとともに、町の新たなスタートを切ったところでございます。

一方、国においては、平成26年12月27日に閣議決定された、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン、そして、まち・ひと・しごと総合戦略において、地方の安定した雇用や地方への新しい人の流れの創出、そして、若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶える仕組み、社会を創るため、国と地方、地方と地方が連携し、新たな取り組みが求められ、地方においては、地方版まち・ひと・しごと総合戦略を策定することとされたところであります。これを受け、本町におきましては、実質本年度から、阿武町版総合戦略の策定に向け組織を立ち上げ、さらには、新たに民間のコンサルタントからの支援を受けながら、鋭意これに取り組んできたところであります。選ばれた町をつくる、と題した、少しユニークな総合戦略ができたところであります。内容につきましては、議会の際にも何回かご説明、またご意見を伺う機会を設けておりますので、すでにご高承のこととは思っておりますが、実は、今年の国勢調査の結果について、これは、まだ公表がされておられません。総合戦略と平行して策定した、阿武町の人口ビジョンに大変興味深い数値がありまして、この中で、国立社会保障

人口問題研究所、いわゆる社人研の推計においては、2015年、今年10月1日の阿武町の人口を3,333人と推計しておりますが、実は、手集計の暫定値ではありますが、今年の国勢調査の阿武町の人口は3,467人前後という数値が出ておりました、134人の乖離があるところであります。これは、社人研は2005年、平成17年と2010年、平成22年の過去5年間の国勢調査の人口減少の傾向から、5年後の平成27年、本年の人口を3,333人と推計をしているところでございます。そしてここに、5年間で推計値より134人、1年に直しますと26人強になるわけではありますが、この人口減少の軽減ができたことは、当町が取り組んできました、住宅整備事業、分譲宅地造成事業、また空き家バンク事業等の各種の定住対策事業や中学生以下の医療費の無料化や保育料の軽減等の子育て支援事業、さらには学校や公園等の、各種の町の魅力づくり事業の効果が発現してきた証であると思っているところであります。その意味で、今回策定いたしました阿武町版総合戦略については、今後、さらに肉付けをし、段階を追って具体化する必要があるとともに、今年3月に策定をいたしました第6次阿武町総合計画については、われわれは、増田レポートを見るまでもなく、それより前から危機感を持って、このことに取り組んできたところでありますので、第6次阿武町総合計画を実施計画に従って着実に進めることが、人口減少を食い止める最大のポイントであると思っているところであります。

議員各位にも、ご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

それでは、本定例会にご提案を申し上げ、ご審議をお願いいたします議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、議案第1号、阿武町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員の公選制度及び議会、団体からの推薦の制度が廃止され、町長が

直接任命する制度等に改正されたこと、また、担い手への農地の利用集積等の推進を図る農地利用最適化推進委員の制度が設けられ、これら委員の定数を条例で定める必要が生じたので、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第 2 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例につきましては、番号法の施行に伴い、町長及び教育委員会が利用する個人番号の範囲と、特定個人情報として提供できる情報内容を定める条例の新規制定であります。

次に、議案第 3 号、阿武町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、これも番号法の関係であります。介護保険料の減免や徴収猶予の申請書に個人番号を記載することにより、事由を証明する書類の添付を省略する旨の条文の一部改正であります。

次に、議案第 4 号、阿武町税条例等の一部を改正する条例につきましては、平成 27 年 4 月 1 日の地方税法の一部改正に伴い、来年 4 月 1 日から施行されることとなっております。換価猶予制度に係る阿武町税条例の一部改正、及び番号法の施行に伴い、すでに今年 6 月議会でご議決いただきました、法人番号であります。この取り扱いが変わることとなりましたので、阿武町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 5 号、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例につきましては、通常、電算機器等のリースを行う場合は、5 年程度の長期継続契約になり、地方自治法の規定により初年度予算において、期間や限度額等の債務負担行為のご議決をいただくこととなりますが、政策的な物でない電算機器類や車両のリース等の事務的な契約については、債務負担行為の対象から除外するための条例の新規制定であります。

次に、議案第 6 号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例及び議案第 7 号、

阿武町使用料条例の一部を改正する条例につきましては、岡田橋町営住宅の供用開始に伴い、これを町住宅条例に登載するとともに、家賃を使用料条例に定める条例の一部改正であります。

次に、議案第 8 号、公益財団法人やまぐち農林振興公社との分収造林契約の変更について、につきましては、現在、町有林の一部について、公益財団法人やまぐち農林振興公社と分収契約を結んでいるところでありますが、木材価格の長期低迷や人件費の高騰等により、公社経営が大変厳しい状況になっており、県、関係市町が経営改善に協力するというので、現在、公社 60 パーセント、町 40 パーセントとなっている分収率を、町の取り分を 10 パーセント下げ、公社 70 パーセント、町 30 パーセントにするよう契約を変更するものであります。

次に、議案第 9 号、平成 27 年度阿武町一般会計補正予算（第 3 回）につきましては、今回の補正額は、7,210 万 7 千円の減額で、補正後の歳入歳出予算の総額は 29 億 741 万 6 千円となるところであります。

それでは、今回の補正の主なものを申し上げますと、総務費につきましては、奈古駅と防長バスの回転場との間の町有地を、スクールバスの待機場所や今後公共的施設の用地とするため、国道からの進入路を整備するための工事費の新規計上、また、一昨年 7 月 28 日の豪雨災害の際に、各方面からいただいた見舞金、義援金等を活用し、災害時の避難人員及び物資の輸送等に活用するためのワゴン車及び軽トラックの購入費の新規計上、また、住宅取得補助金及び未来を担う人材育成事業補助金については、平成 26 年度繰越のまち・ひと・しごと創生事業として実施をいたしましたので、これを減額をしているところであります。

次に民生費につきましては、実績等に伴う返還金等の調整計上であります。

次に衛生費につきましては、これも実績等に伴う、萩・長門清掃工場事務委託金の増額ほかであります。

次に農林水産業費につきましては、面積の増に伴う、多面的機能支払交付金の増額、土質調査や測量範囲さらに工事内容の一部変更に伴うイラオ山山頂路網整備関係経費の増額ほかであります。

次に土木費につきましては、事業費の確定及び事業内容の変更に伴う橋梁点検業務、橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託料及び道路台帳修正業務委託料の減額、また、国からの事業枠の減に伴う町道長浜西ヶ畑線道路改良工事費と町道東方筒尾線の道路用地購入費及び建物補償費の減額ほかであります。

次に教育費につきましては、来年 4 月からの福賀中学校の統合に伴うスクールバス購入関係経費の新規計上、及び松下奈緒コンサートにつきましては、平成 26 年度繰越の、まち・ひと・しごと創生事業として実施をいたしましたので、これを減額しているところであります。

次に災害復旧費につきましては、本年度発生をいたしました農地災害及び農業用施設災害の復旧工事費の新規計上であります。

次に、議案第 10 号、平成 27 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 3 回）から、議案第 12 号、平成 27 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回）につきましては、いずれも特別会計の補正予算でありますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

次に、全員協議会での全協報告第 1 号、契約の締結について、につきましては、町の執行にかかる主な工事請負契約等の締結について、その概要をご報告申し上げます。

以上、本日ご提案申し上げ、ご審議をいただきます議案につきましては、その概要をご説明申し上げましたが、ご提案をいたしました議案のなお詳細につきましては、その都度担当参与から説明をいたさせますので、ご審議の上、ご議決を賜りますように、お願い申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶に代えさせていただきます。

○議長（田中敏雄） 以上で町長の挨拶を終わります。

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（田中敏雄） これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、4  
番、中野祥太郎君、5 番、西村良子君、を指名します。

### 日程第 2 会期の決定

○議長（田中敏雄） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る 12 月 4 日開催の議会運営委員会に  
おいて審議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日 12 月 10 日か  
ら 17 日までの 8 日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（田中敏雄） 全員ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日から  
12 月 17 日までの 8 日間と決定しました。

### 日程第 3 一般質問

○議長（田中敏雄） 日程第 3、一般質問を行います。質問の通告者が 3 名ありますので、議長において、通告順に発言を許します。

まず 5 番、西村良子君、ご登壇ください。

○5 番 西村良子 皆様おはようございます。

12 月にしましては、暖かい雨の朝となりました。暖冬が実感として感じます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

私は、今回 3 つの項目について質問をいたします。

最初に、阿武町の 30 年後をめざした人材育成と人材招致について質問いたします。

地方創生に向けて自治体による総合戦略プランと人口ビジョン作りが、この 10 月末を目途に、今、次の段階へ動きが始まっているようです。この地方創生のねらいは、地域の魅力が今以上にどこまで引き出せるのか、雇用創出のどんな策が出せるのか、その結果、人口が今よりどのくらい増やせるのかにあり、国は、地方創生法などで全ての都道府県と市町村に策定の努力義務を課しております。

国を挙げての人口減少克服と東京一極集中を打開する試みとも言われております。国は総合戦略を評価して交付金を配分する姿勢を示しており、このことは各自治体の知恵と発想転換を促すことにあり、まさに各自治体間の競争でもあります。

戦略検討にあたっては、先ほど、町長のご挨拶の中にもありましたが、幅広い地元関係者の意見を求めており、各自治体はこれまでの産官学の連携に加えて、労働、金融、マスコミなどの業種を取り込む協議会や審議会の体制を作り、検討するよう求められていると思います。

11月18日の朝日新聞によりますと、県や県内市町へ地方創生の全国モデルになるような自治体の事業に内閣府が配る地方創生先行型交付金の対象事業に県や県内市町の21の事業が選ばれ、5億6,200万円が交付され、各事業に割り当てられるとありました。

テレビ、新聞等で既に地方創生に向けた取り組みを再々報じておりますが、その中から一例をあげれば、今、お隣の島根県が中山間地域研究センターと連携して、住民主導の活動で他県からの定住者の取り込みを離島や山間僻地等で実践しており、その成果がすでに見えるものもあります。

当阿武町も阿武町版総合戦略及び人口ビジョンがすでに作成され、ケーブルテレビや町広報等でも説明がされております。

この総合戦略を見ますと、この取り組みのキーワードは、選ばれる町をつくる、そのためには、住まい、しごと、つながり、の多様性を持った取り組みを進めたいとあります。この阿武町版総合戦略は、取り立てて新しい地域の宝の掘り起こしでもなく、これまで阿武町が提唱してきたキラリと光る個性を強く出すのでもなく、要は、身の丈に応じたこれまでの取り組みの見直しと個々の活動のつながりを持たせていくのかなと私は理解をしております。ただ、行政側のどこが動き、住民や住民の組織団体の自主的活動をどう後押しするのか、動く人も、経費の使い方も今少し見えません。一般住民の方が、な～るほどと頷けますでしょうか。

私は、30年後もしくは10年後、この阿武町が消滅するということは、お隣り萩市に併合され、単独行政の自立の道はないという危機感と切迫感を個々の住民がもっと持たなければと考えております。

そこで、今、住んでいる住民の方々に、10年後を見据えた、住みたい阿武町から、選ばれる阿武町にするために、行政は思い切った舵の切り換えとして、これまでのハード事業からソフト事業への視点、重点の転換が必要な時ではな

いでしょうか。

すでに、若い世代の定住者の対策として、町営住宅建設、宅地造成と道路整備、中学生までの医療費免除等の環境整備対策、定住対策、福祉子育て対策等、町の総合計画における実施計画の中で鋭意取り組んでおられますことは重々理解をいたしております。

その上で、次代を継ぐ世代への投資や若い世代、元気な高齢者の活用そして、今、阿武町に不足している様々な分野で活動できる人材招致を進めてほしいと考え、提案するものです。

具体的には、地域のつながりや自然の良さを体得するための、いわゆるふるさと愛を育む小中学校の学習活動への予算増、また、地域との連携が深まっている奈古高校の校外活動への助成費、そして若い世代や元気な高齢者が、自分たちの地域をもっと住みやすくするための自主的活動の経費補助、あるいは人材投入、すでに I ターンで住んでいる方々への活動促進のための助成費等です。

もう、すでに取り組んでいる事業もありますが、更に拡充、増額をしていただきたい、また、新たな活動挑戦への支援にも、前向きな検討と取り組みに期待をしたいと考えております。

そして、もう 1 点、今の阿武町が更に元気のでる人材の呼び込みです。例えば、空き家利用の民宿、住民が気軽に集う場、食堂、洋服等の補修や仕立て、地域の素材を活かした手近な土産品作り等々、見過ごされて来た技術、技能の掘り起こしと活動手法、そのためのノウハウを持った人材の招致と準備経費の計上は考えられませんか。

あわせて、空き家バンクでの新規参入者の取り込みを、これまでの、希望者なら誰でも良しではなく、総合戦略で取り組みたい具体的な投げかけとして、例えば、一緒に高原ホウレンソウを栽培してみませんか、キウイフルーツの栽培を手助けできる方はいませんか、あるいは空き家を活用した民宿に取り組ん

でみませんかなど、ほしい人材招致のための情報発信にもしてほしいと考えております。阿武町版総合戦略及び人口ビジョンの取り組みは、主体的に取り組む人材や、新たな人材育成が重要と考えますが、私の申しあげました提案等も含めまして、町長のお考えをお尋ねいたします。質問を終わります。

○議長（田中敏雄） ただ今の、5番、西村良子君の1項目目の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 5番、西村良子議員の、阿武町の30年後をめざした人材育成と人材招致についてご質問をいただきました。本町の次世代を担う若者の育成や人材の招致について、具体的な助成施策等も含めて多くのご提案をいただいたところでございます。

内容といたしましては、地元に着用を持ち、町に残る、あるいは帰ってくるような人材育成のための助成、地域の自主活動に対する経費助成と人的支援、またIターン者への活動助成、地域資源、地域素材を活かした産業育成のための助成、そして、そういったノウハウを持った人材の招致と事業化準備経費助成等であります。

ご質問にも関連しますので、今回、阿武町版総合戦略において、8本のプロジェクトを実施することといたしてございまして、ここで、このことについて若干触れてみたいと思いますが、この8本のプロジェクトの中で最も重要な柱は、4分の1ワークスプロジェクトと、つくろプロジェクトであります。

4分の1ワークスプロジェクトは、町内の色々な生産活動や生活の中で発生する、期間限定的な雇用需要と就業需要をマッチングし、これの組み合わせにより、不足している周年的な雇用の場を生み出すと同時に、労力的限界から制約されております、農産物等の生産販量を増やすことによって、地域内所得の向上をめざそうというものであります。

また、つくろプロジェクトは、空き家等を活用し、町内外から募集したプロ

ジェクトメンバーが、自らの手でこれを改修し、IT オフィス等の、自らの活動拠点とするとともに、交流拠点であり、I ターンの入居窓口であり、かつ、コミュニティービジネスや 4 分の 1 ワークスプロジェクトの事務的機能を持たせようとするものであります。

ご高承のとおり、地域おこしで有名な、島根県海士町であり、邑南町であり、また、徳島県神山町であり、共通していることは、こうした活動拠点に地域の若者、また、I ターン等の若者が集い、これが人的なつながりにより、人と産業を呼び込む構図であるということであります。従って、一見地味で遠回りのではありますが、私はこのプロジェクトを、ステップを追って着実に進めていけば、近い将来において大きな成果を生むものと、期待をしているところであります。

さて、そこでご提案のありました、各種施策についてであります。具体的な内容が今ひとつ理解できないところもありますが、いずれにいたしましても、小さい頃から地域を愛する心を醸成すること、若者から高齢者まで、また町外からの移住者も巻き込んだ、地域住民の自主活動に対する支援、さらに町の特色な資源を活用した産業の掘り起こしと、その担い手となるノウハウを持った人材の招致等については、ばらまきの打ち上げ花火とならないよう、支援の方法を慎重に検討した中で、しっかり対応していきたいと思っております。

なお、空き家バンク事業につきましては、どのような人が必要か、こちらから必要な人材の就労や生活の条件等を示した中で人選をすべきというご意見につきましては、まさに、そのようなことも必要かなというような認識を持っておりますので、これにつきましては、町が一方的に決めるのではなく、地元の自治会や生産組織等にも手を挙げていただいて、町と一緒に、人材招致に取り組むことが必要であると考えている次第であります。

以上で、1 点目の質問に対する答弁を終わります。

○議長（田中敏雄） 5 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（5 番、西村良子議員「はい」という声あり。）

○議長（田中敏雄） はい、5 番。

○5 番 西村良子 ご丁寧な答弁をいただきまして、取り組みについては、多少理解をいたしました。私はやっぱり、この取り組み、色んな場で、町長さんもお挨拶の中でおっしゃいますように、いわゆる出前講座ではありませんが、そういうような形で、もっと地域の、やっぱりこれを、説明をしていかれると非常に住民の方の理解が深まるのではないかと考えておりますので、その点お願いをして、少し、あればお聞きしたいと思います。

○議長（田中敏雄） はい、町長。

○町長 総合戦略策定に当たって、前にもご説明申し上げましたが、阿武町は、今年度から町の総合計画を立て、実施計画を立てておりますから、丁度それと時期が重なりましたから、よその総合戦略と少し、内容的に重なる部分は省きましたから、分かりづらいところもあるかも知れませんが、いづれにいたしましても、27年度、今年度から5カ年、31年度までの間、これと実施計画と2つを中心にして、基本にして町づくりを進めて参りますので、その中で、また住民の方にも説明する機会は多々あるんだろうというふうに思っているところでございます。

それと、昨日夜テレビを見ておまして、7時半からNHKで、30分ほどの番組がありまして、先日11月13日に自治会講習会で、来ていただきました、西村議員さんも言うておられますが、島根県の中山間地域研究センター、ここから藤山浩さんという方に来ていただいて、お話していただきました。昨日、丁度7時半からNHK出ておられまして、いわゆる田園回帰1パーセント目標ということで、大変興味深いお話を町でもしていただいたわけであり

ますが、人口の 1 パーセントの、毎年社会増をめざせば、人口の減少を防げるというお話の内容でありました。昨日もそのことを言っておられました。その以前の、藻谷浩介さんの里山資本主義と相通じるところがあるんですが、先ほど申し上げましたが、今年の 10 月 1 日の、いわゆる国勢調査で、1 年間で 26 人強ですから、これを、3,500 人なら、1 パーセントですから 35 人くらいにもっていけばですね、人口の減少がまだまだ防げるというような、そういった持論の先生であります。昨日もそのことを言われまして、その中で、徳島県の神山町が放映されておりましたが、やはり、これ民間の方が、サテライトオフィスで、IT の関係で、神山町に来ておられますが、それはやはり、行政と民間が一緒になって取り組んでいて、もとは民間の方が、どうも旗振りをしたらしいですけど、やはりそれが、これからの地域振興を考える中で、あるべき姿だろうというふうに思っているところでございます。

そういった意味で、地域と一緒にあって、人材確保については、12 月 22 日に町の定住アドバイザーの連絡会議をいたしますが、この定住アドバイザーの充実を図るということで、これまでの 6 人を 10 人に、女性も今回入っていただくということで、新たにそういった体制を整えるということで、今年中に整えるということで、今、準備をしているところでございます。以上です。

○議長 5 番、執行部の答弁に対して、再々質問がありますか。

○5 番 西村良子 ありません。

○議長(田中敏雄) それでは、再々質問ないようですので、5 番、続いて 2 項目目の質問を許します。

○5 番 西村良子 それでは、2 つ目の項目の質問をさせていただきます。

阿武町の小中学校におけるいじめ対策について。

今年の 7 月に岩手県で中学 2 年生がいじめを苦に自殺したとみられる問題を受けて、文部科学省が、教育委員会や学校に対し、いじめ再調査を実施した結

果が10月27日の新聞等に公表されました。その結果、昨年、2014年度の小中学校のいじめ件数が大幅に増え、過去最多になったと報じております。山口県教育委員会も同日県内の小中学校、高校などのいじめ認知件数を発表しております。県教育委員会は、増大した要因は、学校の認知力が高まったことに加えて、見直し調査でいじめをより幅広く捉えるよう求めた結果だと分析しておりますが、現場の先生や学校が日常における児童、生徒の行動等の把握が弱かったということなのではないでしょうか。

文部科学省は、いじめを、一定の人間関係のある児童生徒が行う心理的、物理的行為で、対象の児童生徒が心身の苦痛を感じているもの、と定義づけています。

現実にはどこまでがいじめで、冷やかしやからかい、悪口等なのか、その線引きは難しいと言わざるを得ません。しかし、どうであれ小中学校の児童、生徒がいじめを苦に自殺に及ぶ行為は、後に家族をはじめ、学校、そして地域も何とかできなかつたかという自責の念にかられます。また、このようなことを2度と繰り返してはならないと家族、学校、地域で関係者が述べますが、いじめがなくなるという状況にはありません。

このような状況において実施されたいじめ再調査ですが、阿武町における結果について伺います。

当町における小中学校のいじめの現状とその対応、対策等、次の5点についてお尋ねします。

1つ、小中学校の認知件数、2つ、認知したいじめの態様、3つ、いじめが表面化した場合の学校等の対応、いじめ再発防止のための対策について、5つ、Iターン家庭の児童、生徒等への対応。

私は、このいじめが起こるきっかけは、児童生徒の友達間の些細な行き違いやトラブル等が小さいいじめに始まり次第にエスカレートして行くのではない

かなと理解をしております。そうであれば、早い段階での対応、対策が未然に防ぐことにつながるのではないかと考えております。

加えて、来年 28 年度、福賀中学校が阿武中と統合いたします。3 地区の生徒間に軋轢等が起きないように、教育の力を期待し、上記との質問項目に関連するかとも思いますが、教育長のお考えを求めます。質問を終わります。

○議長（田中敏雄） ただ今の、5 番、西村良子君の 2 項目目の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。教育委員会教育長。

○教育委員会教育長 それでは、5 番、西村良子議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、阿武町の小中学校におけるいじめ対策について、でございます。

児童生徒がいじめを苦に自殺したという報道を見聞きする度に、教育委員会では、阿武町ではそのようなことは絶対に起こさせないという気持ちを強めておるところでございます。今年秋の、文部科学省や山口県教育委員会からの報告、いじめの調査の結果が発表されましたが、いじめの認知件数はたしかに減少しない状態でありまして、いじめの防止・根絶に向けた取組は、社会全体で広がっているというふうに思っております。

平成 23 年 10 月、滋賀県大津市で起きた、いじめと思われる生徒の自殺の事件をきっかけに、国においていじめ防止等のための基本的理念や関係者の責務等を定めた、いじめ防止対策推進法が、平成 25 年 9 月に施行され、これを受けて同年 10 月、いじめ防止等のための基本的な方針が策定されました。これに基づき、山口県いじめ防止基本方針が、さらに本町でも、平成 26 年 3 月、阿武町いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止・根絶に向けた取組を進めております。

いじめは人権に関わる喫緊の課題でありまして、その早急な解決に向け、より積極的に取り組む必要があることから、これまでのいじめ防止等の取組を踏

まえながら、国や県の基本方針を参酌し、総合的かつ効果的ないじめの対策を以下のような 4 つの柱を基本方針として推進しているところです。

1 つ目は、児童生徒一人ひとりの人権を大切にする教育の推進であります。2 つは、全教職員によるいじめの早期発見・早期対応でございます。3 つ目は、家庭・地域との連携による体制の構築、そして 4 つ目は、関係機関との連携と情報共有体制の構築であります。

この方針を参考にそれぞれの学校で基本方針を策定し、いじめ防止のための取組を推進しているところでございます。

なお、いじめの定義は、先ほど、議員さん申されましたように、個々の行為が、いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。とし、さらに起こった場所は学校の内外を問わない。とされているところであります。

そして、原則として、児童生徒が嫌な思い、苦痛を感じている場合は、いじめとして認知する必要がある、との記述であります。

認知件数が増えた原因は、このいじめの調査に当たり、留意する点は、初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解決したいじめ事案についても漏れなく認知件数に計上すること。児童生徒間トラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがあつた可能性を踏まえ、いじめの定義に従い適切に判断すること。ということであります。

従いまして、本年度の調査での認知件数が増えたということではないかと思われるわけでございます。

それでは、本町の状況について、ご説明申し上げます。

まず、小中学校の認知件数ですが、文部科学省の示した項目により、阿武町内で認知したいじめの件数は、中学校の 1 件でした。また、2 学期に中学校において認知した件数が 1 件ありますので、現状では合計 2 件について把握しております。小学校では、認知件数はありません。

次に、その認知したいじめの形態でございますが、いじめの形態は、2 件とも暴力などを伴う、嫌がらせ行為でした。1 学期の 1 件は、毎週実施しております、定期的ないじめアンケートで発覚し、被害生徒が担任へ報告、相談により、継続したいじめである事が分かりました。

2 学期に認知した 1 件は、いじめの被害を受けている生徒の同級生が生徒指導担当教諭へ、訴え出てくれたことから発見できたものであります。

そして、そのいじめが表面化した場合の学校等の対応についてでございます。

1 学期の事案については、相談を受けた担任は、生徒指導主任に相談し、すぐに職員会を開き対応を検討いたしております。被害生徒のケアや加害生徒への指導を全校体制で行っております。また、直ちに校内いじめ対策委員会を開き、教育委員会の指導主事、スクールカウンセラーも同席して、再発防止や早期発見についての今後の対策について協議し、さらに生徒総会でいじめ撲滅についての呼びかけも行っております。

2 学期の事案につきましては、1 学期の被害生徒と加害生徒による再発事案であったことから、学校や教育委員会では、大変重く受け止めまして、その後の対応については共通理解を図りながら進めてまいっております。

まず、校長や生徒指導担当、担任が被害生徒やその保護者への謝罪を行いました。また、加害生徒から収集した情報や、加害生徒への指導内容、その保護者への連絡内容等とも、被害生徒の保護者へ、毎日報告いたしております。

いじめを受けた生徒の保護者の憤りは、計り知れないものがあると思われまますので、学校の指導内容等について御理解いただけるよう、校長自身が被害生

徒の自宅を訪問し、把握した状況や指導内容等を随時お伝えしたわけでありませす。

教育委員会では、県教委へ報告するとともに、さらに県教委や学校と連絡を十分にとりながら、対策について協議し、学校での対応策を支援してきたところでございます。

最も大切にしたことは、被害生徒の心のケアであり、スクールカウンセラーによるカウンセリングも進めてまいりました。

次に、いじめ再発防止のための対策についてであります。

校内いじめ対策委員会において協議された内容や、教育委員会からの指導内容は、次のとおりでございます。

1 つは、いじめ対応、即ち、未然防止・早期発見・早期対応等について見直し、今回の反省を踏まえた取り組みを十分に行うこと。

2 番目は、いじめの被害・加害生徒、保護者等に対する誠意ある対応が不十分であったことから、校内いじめ対策委員会において、必ず毎回検討すること。

3 番目は、学校生活以外においても、スクールバスなど、遠距離から通学する生徒に対するきめ細やかな配慮を行うこと。

4 番目は、コミュニティ・スクールがスタートした今年度、保護者や地域の方々に対する接し方は、学校への信頼関係を深めていく上で、とても重要であることから、学校教職員全体で共通理解し、取り組むこと。

と、いうことであります。

次に、I ターン家庭の児童、生徒等への対応について、でございます。

阿武町が I ターンや U ターンを奨励していることから、近年、町外から転入する家庭が増加しております。

今年、3 月末に他県から転入してきた家庭がありましたが、10 月に転出するというケースがありました。その家庭や児童生徒に対して、学校や教育委員会

が行ってきた支援や働きかけの中で、反省すべき点がいくつかあったわけでございます。

まず、1 つ目は環境の変化に伴って起こる友達とのトラブルとその解決方法について、でございます。学校では、担任を通して事実確認や指導内容の報告、友達への謝罪など、丁寧に行ったつもりでありましたが、保護者には、わだかまりが残り、後々学校に対する不信感につながったようでございます。

町外から転入してきて、多くの不安を抱えていた保護者や児童生徒に対しての関わり方は、適切であったかということでございます。

2 つ目は、子どもに不登校の兆しが現れた時に、解決に向けた働きかけは、適切であったかということでございます。学校は、家庭に寄り添っていたか、保護者と連携しながら課題解決に向けた取組がなされていたか、ということでございます。

3 つ目は、幾度となく教育委員会、あるいは民生課など、町部局や児童相談所等の関係機関、各学校とによる話し合いを行ってまいりましたが、なかなか根本的な解決にはつながっておりませんでした。

転入した当初から、転入に伴う保護者や子どもたちの不安や悩み等をやわらげるために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをつなぐ働きかけが必要ではなかったかということでございます。

いじめが起こるきっかけは、議員ご指摘のとおり、些細な行き違いやトラブル、また、友達だから許してもらえると加害者側の安易な思い込み、反対に被害者側の、友達だからというほんの少しの我慢、そして、親には心配をかけたくないという優しさなど、様々なプラスやマイナスの思考が積み重なり、徐々に激しさや陰湿さが助長され、大きな問題となってしまうケースが多々あると考えます。

学校は、このような事態を重大に受け止め、早急な被害生徒や保護者への謝

罪、加害生徒とその保護者に対する指導等を行うことが大切であります。そして、全校生徒に対する見守りや支援もまた行う必要があります。

このようないじめが起こるたびに、生徒や保護者の憤りや悲しみ、そして、学校教育への不信感はとても大きいものがあるわけであります。

失った信頼を取り戻すために、学校と教育委員会、さらに、県教委等を交えて、学校の課題について協議を進めていくと共に、継続的に、全校生徒や全職員が、これまでの取り組みを振り返り、今一度、いじめに対する対策を進めていくことが重要であろうと考えております。

いじめは、いつでも、どこでも起こりうるという認識に立って、先に述べました、阿武町いじめ防止基本方針の 4 つの柱の確かな実践とともに、次の 3 点について、繰り返し子ども達一人ひとりにいじめの撲滅に向け、豊かな心を育てて行きたいと思っております。

それは、いじめは人間として許されないこと。いじめはみんなで防ぎ、大切な友達を進んで助けること。悩みやつらい気持ちを我慢せず、誰でもいいから相談すること。ということであります。

この 3 つのことを町内全ての児童生徒に対し、そして、全ての教職員で共有し、子どもたちや保護者が安心して学校に登校できる、信頼される学校を、学校や保護者、地域社会の全てで協力しながら、めざしていきたいと思っております。以上で答弁を終わります。

○議長（田中敏雄） 5 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（5 番、西村良子議員「はい」という声あり。）

○議長（田中敏雄） はい。5 番。

○5 番 西村良子 丁寧な、詳しい答弁いただきまして、取り組みのこと、それから、特に色んな基本方針と条例も作って、対応しておられるということ、

私も理解をさせていただきました。

で、敢えて 5 番の項目、I ターン家庭の児童生徒への対応を載させていただきましたのは、これは、I ターンで入ってくる児童生徒の、子どものみならず、私は、やっぱり親間、それから地域での連携とといいますか、ここの部分も大いにあるかと思えます。今、教育長さんのお話の中で、具体的に、家庭や地域、それから関係機関との連携も取って、進めていきたいということですか、私は以前から、特に I ターンで入ってこられた方々のことで、質問もしたことがございますが、なかなか今、他所の地域はちょっと見えませんが、宇田郷においては、I ターンで入って来られる家庭が、なかなか地域の中になじめないというか、つながりが十分持てないという部分もありますので、これは学校だけじゃなくて、地域もこのことをもっと本気で、受け入れる体制というか、支援というか、そういうものを作っていけないといけないのではないかなと思っておりますので、是非この辺も、特に I ターンの場合はあるような気がいたしますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長(田中敏雄) 答弁が要りますか。

○5 番 西村良子 何かあれば。

○議長(田中敏雄) はい、教育長。

○教育委員会教育長 確かに、I ターン等で転入された保護者あるいは家庭に対しての支援は必要だと思います。本町でも、公民館を中心にしながら、色々なサークル、あるいは会がなされておりますので、まずそういう場面に足を運んでいただくという風土を醸成するということが大事じゃないかということ、やはり 1 日でも早く、地域に対する抵抗感とといいますか、それを無くすことが必要ではないかと、そのためには、やはりコミュニティーを充実していくことが大事ではないかなと思います。どうしても孤立される方が多いようでございますので、地域あるいは町内の中で、どういうことをすれば、ひとつはや

はり、色んな行事等にすすんで参加していただく呼びかけも必要でもないかなと、行政そのものが行うこともできますが、まず住まわれている地域の中の皆さんが呼びかけをすることが大事ではないかなと、学校においては子どもを中心に、教育という立場で、接していくということでございます。

○議長（田中敏雄） 5 番、再々質問ありますか。

（5 番、西村良子議員「ありません。」という声あり。）

○議長（田中敏雄） 再々質問がないようですので、5 番、続いて 3 項目目の質問を許します。

○5 番 西村良子 それでは最後に、阿武町の小中学校における学力・学習状況調査結果について、質問をいたします。

昨年 10 月に山口県独自の小学校 3 年生以上と中学 1、2 年生を対象にした山口県学力定着状況確認問題や今年 4 月に全国一斉に小学校 6 年生及び中学校 3 年生を対象とした全国学力・学習状況調査が実施され、8 月にその結果が公表されております。

学校と直接関わらない子ども一般の者は新聞、テレビ等で見聞きはきいたしますが、学校別や数値の発表等ありませんのでその状況を知る機会がありません。しかし、阿武町においては、毎月配布される町広報と一緒に学校だより、小学校のくすのき、中学校のいぶき、があります。毎月の学校の動き、地域行事への参加状況、文化・スポーツに係る児童生徒の活躍状況そして種々の調査の結果などなどのお知らせがあり、子どもが知る唯一の情報源でもあります。

この学力、学習状況調査結果も学校だよりでみることはできましたが、もう少し詳しい結果についてお尋ねをいたします。

1 つ、阿武町小中学校の調査結果について、成果と課題について、3 つ、小規模学校だからこそできる学力向上課題について、4 つ目、学力向上と併せ、ふるさと愛を育む阿武町ならではの課題について、の 4 点の以上です。

質問を終わります。

○議長（田中敏雄） ただ今の、5 番、西村良子君の 3 項目目の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。教育委員会教育長。

○教育委員会教育長

それでは、ご質問の、阿武町の小中学校における学力・学習状況調査結果について、お答えいたします。

初めに、全国学力・学習状況調査や山口県学力定着状況確認問題についての概要について、少しご説明させていただきます。

まず、全国学力・学習状況調査は、平成 19 年度から始まりまして、毎年、小学校 6 年生、中学校 3 年生を対象に実施しております。今年度の調査は、4 月 21 日に行い、町内では、小学 6 年生 19 人、中学 3 年生 17 人が実施いたしました。

この調査の目的は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上という観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習指導状況の改善等を図ること。さらに、そのような取り組みを通じて、教育に関する継続的な検証・改善のサイクルを確立するということを目的としておるわけであります。

調査の内容は、例年、小学校は国語と算数、中学校は国語と数学の調査を行っておりますが、今年度は、小学校中学校とも理科の調査も実施しております。

国語と数学・算数については、主として知識に関する A 問題、活用に関する B 問題とに分けてあります。

また、児童生徒の学習意欲や学習習慣、学習態度、生活の様々な側面をアンケート形式により調査しまして、教育指導の充実、また学習状況の改善等に役立てることを目的としました、児童生徒質問紙調査も実施しております。

山口県ではまた、この学力調査に加えまして、平成 24 年度から、山口県学力

定着状況確認問題を実施しております。今年度は、10月28日を基準日といたしまして、実施されておりました、その結果につきましては、来年1月中旬に公表される予定であります。

調査結果につきましては、昨年度から、県内全ての学校で、児童生徒の全国調査結果や学力定着確認問題結果を分析できるシステムが導入されまして、個人の結果や課題を個票として印刷できまして、学校と家庭が連携しながら課題解決を進めております。

さらに阿武町では、町で予算化いたしまして、各学校、各学年で学力診断テスト等も実施しており、学力の向上を図っているところでございます。

このような児童生徒の学力を様々な角度から結果を分析し、日々の授業の充実と、基礎・基本の定着や個別指導の充実、また、学習の手引きなどの活用により、家庭学習の習慣化や質的な向上にも取り組んでいるところでございます。

それでは、阿武町の小中学校の調査結果でございます。

まず、調査結果の扱いにつきましては、調査を受けた児童生徒一人ひとりの結果が明らかになるおそれがある場合は、数値の結果公表は行わないこととしております。

従いまして、ここ数年、福賀小中学校におきましては、結果の分析によって把握できる内容や、課題解決に向けた取り組みについて、これを文章による表現で、学力向上だよりとしてお知らせしております。

阿武小学校と阿武中学校については、毎年、児童生徒の平均正答率と県平均、全国平均値を表にまとめまして、学校だより等で保護者あてに公表しております。公表の際は、分析結果や分析を踏まえた今後の改善方策を併せて公表することとしておりました、保護者や地域の皆さんにお知らせしておるところでございます。

今年度の町内小・中学校の全国学力・学習状況調査の結果でございます。

まず、小学校につきましては算数 B、つまり算数に関する知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、課題解決のための構想を立てて、実践し評価・改善する力が、全国平均よりもほんの少し低かっただけで、他の全ての教科において全国平均・県平均ともに上回っておりました。特に国語 A、算数 A については、平均点を 5 ポイント以上、上回るなど、各学年で学ぶ内容が確実に身につけているということが出来ます。

中学校につきましては、全ての項目で全国平均を上回っておりました。ただ、全国的な課題でもありますが、数学 B については、全国平均・県平均とも、どちらも上回ってはおりますが、正答率は 50 パーセント以下でありました。

今後も日々の授業の中で、学習したことを使ってじっくり考える場面、これを意図的に取り入れながら、補充学習の時間や家庭学習等で、山口県教育委員会が作成いたしました問題プリント等を活用しまして、児童生徒が主体的な取り組みが出来ますように進めているところでございます。

次に、成果と課題についてであります。

町内の各学校では、調査の結果を受けまして、校内研修を中心に授業の組み立てや指導法の改善など、教職員の資質向上にむけた取り組みを行っております。また、児童生徒一人ひとりに対するきめ細やかな指導は、朝の時間、あるいは放課後の時間を生かした補充学習、保護者や地域の方々の協力による丸付けボランティアなど、より確かな学力の定着をめざして、日々取り組んでおるところでございます。

本年度は、小・中学校とも山口県内では上位に位置しておりますが、学年による学習内容の習得に差がないように、各学校で調査結果の分析や、確認できた課題の解決に向けて、小学校、中学校が連携を取りながら研修を進めているところでございます。

また児童生徒質問紙の結果についても、各学校で、分析を行っております。

小学校は、規則正しい生活習慣により、正しい学習習慣も身につけているということが分かりました。反面、教科の学習に対する関心が低かったり、規範意識や自尊感情がやや低い結果だったことから、各教科の授業の中で、生徒の学習意欲を高める課題解決に向けた取り組み、また、子どもたちが主体的に取り組むための工夫を行っていく必要があります。

中学校では、良い学習習慣が多くの生徒に身につけておりますが、反面、規則正しい生活習慣については課題が残っております。学校と家庭の連携による取り組みが、今一度、大切ではないかと思われまます。

山口県におきましても、全国調査にある国語や算数の B 問題、そして、理科における活用する力を高めるために、授業改善と学校の組織的な取り組みを図るために、萩・長門地域の小中学校に提案するために、授業づくり拠点校研修会を毎年各地域で実施してございまして、阿武町では、25年度阿武中学校で理科を、26年度は、阿武小学校で算数を、今年度は、阿武中学校で、数学の研修会を開いております。これらの取り組みは、各学校のそれぞれの学力向上につながっていると考えております。

次に、小規模校だからこそできる学力向上の課題についてでございます。

福賀小学校・中学校は、1 クラス 1 人あるいは 4 人の少人数であることから、自ら学びを進め、深めて行くための取組を進めております。

福賀小学校では、児童一人ひとりが 45 分間の授業の流れを理解し、主体的に学びを進めていけるように、学習課題や学習の流れなどを、黒板やホワイトボードに掲示しております。先生が他の学年に関わっているとき、その表示をもとに自ら学習をするという態度ができております。

福賀中学校では、来年度阿武中学校との統合を踏まえて、これまで以上に 2 校交流の機会を設けながら、少人数から、20 人前後の授業体系に変わることによって起こる不安解消に向けて、取り組んでおります。

また、阿武小学校では、各教室に整備されております液晶テレビや拡大表示装置、また、タブレット型のパソコン等を活用しながら、自分自身の考え方や解き方などを友達に紹介する授業にも取り組んでいるところであります。

阿武中学校でも、もちろん細かく指導しておりますが、ミニホワイトボードを活用しながら少人数での話し合いや発表をしたり、液晶テレビやパソコン等を効果的に活用して、一人ひとりが自分の考えを持って、学習課題について考えを深めていく取り組みを進めております。

次に、学力向上とあわせて、ふるさと愛を育む阿武町ならではの課題についてであります。

学校教育では、子ども達に確かな学力をつけることが大切な使命であります。基礎的・基本的な知識・技能、これを確実に定着させるため、さらに、その知識・技能を実際に活用する力を伸ばしていくことも大切であります。

また、地域にある身近な題材を取り入れて学習を進めておりますが、そのことにより、より確実に学びが豊かなものになると考えております。阿武町の子どもたちは、多くの地域の方々との出会いによりまして、教育を進めておりまして、ふるさとに対する感謝や愛着、そして、心も育まれておると思います。

今年度から、町内全ての学校は、コミュニティ・スクールを導入いたしました。これは、保護者や地域住民の学校運営の参画と連携強化を進めて、そのことによりまして、学校と保護者、地域住民が信頼関係を深めて、その教育力を相互に高めながら、地域総ぐるみで学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組もうというものでございます。

教職員や保護者、地域住民が熟議と言われております話し合いを進める中で、新たな取り組みが生まれております。コミュニティ・スクールとともに、阿武町が進めております、ふるさと愛を基盤とした教育は、新たな教育活動を生み出しているというふうに言うことができます。

教育委員会といたしましては、学校・家庭・地域住民そして地域社会が一体となって、子どもたちの教育に関わり、知・徳・体のバランスのとれた、さらに心豊かな子どもたちを育む教育を推進してまいりたいと思っておるところでございます。以上で終わります。

○議長（田中敏雄） 5 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（5 番、西村良子議員「ありません」という声あり。）

○議長（田中敏雄） 再質問がないようですので、これをもって、5 番、西村良子君の一般質問を終わります。

ここで、会議を閉じて 10 分間休憩いたします。

休 憩 10 時 23 分

再 開 10 時 32 分

○議長（田中敏雄） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。次に 2 番、小田高正君、ご登壇ください。

○2 番 小田高正 皆様おはようございます。

私からは、今日は 1 点、大きく、町づくりに最も重要な組織づくりと観光戦略の年度別目標の設定について、質問したいというふうに思っております。

興味、理解、納得、判断、購入。これは、お客様が商品を選択するまでの心理プロセスです。

それに加え、現在では情報通信網が急速に発達し、他社比較も容易にできる時代となり、値段だけではなく、商品の価値をより細かく調べ選択でき、時間に制約されず、必要時に購入でき、納品、決済システムも明瞭であり、品物によっては、翌日には商品が届く時代になりました。インターネット販売も店頭

販売も独自性ある販売の仕組みであり、そこには常に競争が存在します。民間企業では、選ばれるためにはどうしたらよいかを常に研究し、前年度を参考にしない修正能力ある経営努力が求められます。

地方創生。まさに地方行政も同じではないでしょうか。阿武町への興味。これが始まらないと前には進めません。現在の阿武町は、興味を持ってもらう魅力の建設中、というところでしょうか。

さて、過去や行動の振り返り、企業でいえば検証です。検証とは、成功や失敗した要因は何か、自社の考えが顧客満足の足りるものとなっているか、自社内の考えが偏っていないかを確認するためのものです。検証には、計画段階のつまずきもあります。継続的なこと、新たに試みる事業、どれをとっても結果を問われる企業は多いことでしょう。

しかし、これは企業だけの問題ではありません。阿武町でやっても無理。過去にそういう話を何回聞いたことでしょうか。立案の封鎖なのか石橋を叩いて渡る行政の歴史なのか、山陰風土なのか、口やかましい意見人が得をしてきたのか、私には興味がありませんが、今となっては様々なことが、無理になってきたことも事実あるでしょう。そういう点では、現在の中村町長及び執行部の計画段階の透明性は高いものと言えます。過去において、分析は人ではなく、その発言を分析し、提案に色をつければ無駄にならなかった政策も必ずあったはずです。これが本質の見極めに当たるものです。

さて、わが阿武町。若者は本当に阿武町に満足しているのでしょうか。この町の常識はどの世代を中心としているのでしょうか。その地に合わせた予算配分も理解出来ませんが、小さな町です。答えを聞かずとも全世代が一律中心でなければなりません。政策は高齢者が多いからどうしても高齢者へ、と片付ければ、希望という先の見えるバスに若者は乗ってしまい、便利のよい所に住むでしょう。そして人口は自然に 2,000 人台、1,000 人台となるでしょう。

住民アンケート調査でも分かるように、大多数の若者は自然の豊かさや地域とのつながりだけでは地元には住みません。財務が健全でも、その町には、まったく魅力も持ちません。また、そういう財務力があつたら将来のために先行投資してよ、ということでしょう。

若者ニーズは様々であり、生産労働年齢の真ん中にいる私は、高齢者の気持ち、若者の気持ちを常に現場で直接、聞いております。皆、誰しも歳を重ね、いずれは高齢になります。医療、介護、福祉、年金制度。これは確かな制度で必ず維持しなければならないものですが、国の社会保障給付費も 110 兆円を超え、これから保険料徴収額を引いた財源を確保するため四苦八苦しているのが現状です。個人所得は据え置かれ、社会保険料負担が増え、手取り金額に相当する可処分所得が低くなった会社員は非常に多くなってきています。

今後は、予想より超える歳出の伸びが予測されます。民間企業でも若い世代の利用者や契約者がいなくなれば大数の法則や相互扶助が成り立たなくなり、会社経営や契約者への負担が重くのしかかります。

しかし、地方行政は財源だけではなく、若者が魅力を持ち、地域に存在しなければ町の将来はありません。問題は将来の人口の中身にあります。地方交付税の将来的な仕組みも未確定のまま、単独町政を選択し重い決断をされた当時の執行部、議会の皆様は大変なご苦勞をされたと思います。と同時に単独という道を拓いていく苦勞もこれから付きまといまいます。

これからの議員の任務は、さらに重要です。予算編成権のある執行部に対し、議員の一員として、新しく生まれ変わる阿武町の町づくりをこの議会にて、さらに政策提言し、議会で決定したものは協力して、その苦勞を共有したいと思います。だからこそ、同世代や若者の生の声を代表して何度も訴え続けます。

さて、依存財源である地方交付税交付金。政府としては、膨大な経費であり、地方行政はそれがなくては存在しません。現在、道州制を推進する政党もいま

す。市町村、都道府県の壁をなくし、行政コストカットで地方に主権を与え、外交、防衛以外を地方に運営させる仕組みです。

一方、与党では、地方創生を柱に、過去にない規模で異次元に取り組む地方自治体に活路を見出す政策を打ち出しています。

地方交付税交付金が人口規模と自治体別の制度計画に対する予算が明確に打ち出され競争原理とされた場合、各自治体がどう思うでしょうか。そんなことがあるわけがない。と思う首長と、これから国は、こう仕掛けてくる。最終的な目的はこうだ。と思う首長では、町づくりの格差は変わってくることでしよう。

地方創生という言葉が出た時点で、自治体間の町づくり競争は始まっています。国や県の方針が決まらないではなく、こうなるであろうから、こう考える。そして、その準備と対策はすでにできている。町民の皆様も自信を持って、町政に参画して頂き、町づくりの一翼を担って頂く。先日、中村町長もある集会で、国や県が言うのではなく、自分たちの町だから、自らが考えてやらなくてはいけないと発言されました。私は独自性ある町づくりを心から応援しています。そして、同時に企画案も自ら出します。

さて、職員の皆様自身も本気で、担当課長や首長に進言しているでしょうか。みんなのまちです。I LOVE あぶ町、掛け声だけではだめです。誰もが与えられたセクションだけではなく、町を変えてやるという気概を持ち、上司の指示待ちではなく、自分の考えを伝える。何度も伝える。間違っても指摘を受ければいいのです。日々、考えている上司なら必ずや改善策を導いてくれることでしょう。また、そういう組織風土でないと他の市町には勝てません。当たり障りのない発言や上司の顔色をみる職員では、平均的な町になります。

わが阿武町の役場庁内は、町の活性化のために表情や歩き方にも躍動感があり、活気に溢れ建設的な発言が飛び交う開かれた組織でしょうか。開かれた組

織であれば、執行部の熱い気持ちが各種協議会や、われわれ議会に伝わり、最適な議論が交わされ、今以上に住民を巻き込んだ施策もできあがると思います。

また、これからは若者や女性を含む住民代表、執行部、議員の知恵競争であってもいいと思います。まちの羅針盤を策定するにあたり、立場は関係なく、発言の場を設定し、建設的な意見が飛び交えばそれでいいのです。小さな町に閉塞感や封建的な風土では、若者のアイデアの規模も小さくなり遠慮が生じます。これでは単独阿武町の意義、魅力がありません。

初めて聞いた意見だ、すばらしい、そうだよね、必ず実行していこうね、実行する為の仕組みはこれがいいよね。というふうな風土になることができれば、町の若い方の声や職員から率先して声が出るようになり、同時に I LOVE あぶ町になり、さらに多くの若者や女性が参画しやすくなり、行政主導型でなく、町民提案型の行政、ひいては予算編成になってくるのではないのでしょうか。この職場風土こそが、財政をかけず変革できる阿武町の魅力の一つとなり、他の市町には真似ができないものとなります。小さくても個性が光る職員になってもらいたいと心からそう願うところです。

興味、理解、納得、判断、購入、先ほど述べたとおり、今後の阿武町に興味も持ってもらう作業が非常に重要です。

私もこの一年間、議会の場で阿武町の魅力をつくり、興味に結び付けるための政策提言をしてきました。この、一つひとつの企画提案は、阿武町全体の観光を自然に広げていくシステムです。全世代型フィッシングパークの設置、遊漁事業活性化の糸口となる漁船を活用した鹿島湾遊覧船事業、清ヶ浜裏の空き地を駐車場にした清ヶ浜開発事業、地域の住民の皆さんとつくる惣郷鉄橋プロジェクト、国道 315 号からの呼び込みとして、道の駅、福の里周辺開発など観光を形成する提案をしてきました。これらは観光客だけでなく、同時に、利便性の向上、地域住民の雇用拡大、所得拡大につながると思うからです。また、

若者を雇用すれば若者が寄ってきますし、これもまた、外需と将来の納税が期待されます。本施策について、聞く耳を持っておられる中村町長としますので実現に向け、早期に実行されることを強くお願いいたします。また、近隣市町、民間企業、各種団体と一体となって取り組む北浦地方全体の活性化策も必要です。決して道路だけの問題ではないと思います。今後も執行部に対して政策提言していくことが議員の役割と使命とっておりますのでよろしくお願い致します。

地方創生は、人の創生でもあります。中村町長や議員もこの議会の場で、さらに踏み込んだ本物の議論が必要です。中村町長の強いリーダーシップは当然ではありますが、施策を展開する熱意と実務力を兼ねそろえた職員の皆様の存在は、さらに重要であり地方創生の主人公にならなければなりません。

私は、地方創生枠が予算化される前から、組織や地域は人であることを重要視し、この議会で職員のやる気や挨拶を含む住民窓口対応のスキルアップ、ひいては、職員の年齢問題に関し、これからの幹部職員の育成などについて質問をしてきました。町長は各種研修や職員個々の自助努力も必要とご答弁されましたが、その後、職員の意識はどのように変化し、住民の皆様からどのような評価をもらっているのでしょうか。

また、地方創生として町の知恵比べが始まっており、町長自身も市町村間競争と述べられています。つまりは、首長間の企画競争でもあります。政府は、異次元で取り組む自治体の政策プロセスを検証します。今後は、精度、実効性の高いプレゼンテーション能力が必要であり、広い視点、大胆な政策を設計し実行すること、そして、町長自身が職員に対して相当に開かれた態度で臨まれる覚悟が必要です。町民の皆様だけでなく、議員も様々なことで職員の皆様と接しており、感じているものもあり、担当者の職務状況や事務的な事業プロセスを検証することも議員の仕事でもあります。阿武町の財政健全指数は、県内

自治体でもトップクラス。これは、中村町長が就任以来、毎年度、投資と台所事情を考え、非常にご努力された部分であり、誰もが認める部分です。今後は、バランスある均衡的支出も大事と思いますが、ワクワク感と希望が見え、誰もが応援でき、特に若い職員自身が本気になれる新しい施策が必要です。

そこで、中村町長に質問します。

1 つ目は、現在、中村町長は開かれた組織風土づくりのために、町長自らが、どのような取組をされ職員が頑張れる組織改革をされているのでしょうか。

2 つ目は、実施計画でも示されておりますが、今後の観光戦略について具体的にどのような展開を年度ごとに実施されるのでしょうか。

3 つ目は前回、前向きな回答を示された若者や女性を中心とした協議会はいつ頃、開催されるのかをお尋ねします。

以上、3 つの質問は、まちづくり、人づくりに非常に大切な部分ですので、明確なご答弁をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（田中敏雄） ただ今の、2 番、小田高正君の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 2 番、小田高正議員のご質問にお答えいたします。

若者が魅力を感じ、住み続けたいと思える阿武町をつくるには、若者や高齢者という世代や、男女の性別、あるいは議員とか職員とか、一般住民とか、という立場にとらわれない、分野を超えた町民同士が、色々な場面で、町づくりに対する自由で闊達な意見を出し合い、提案し、議論できるような、そして、特に若者の意見が町政に反映されるような町の雰囲気や仕組みを、町として構築することは、大変重要なことであると、私も認識しております。

私が申し上げるまでもなく、地域間競争の時代と言われて久しいわけですが、ここにきまして、増田レポート、また、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を契機に、一層その競争に拍車がかかってきたところであり、

地方においては、まさに、いかに人口を減らさないかという、直接的な目標に向けての知恵比べとなってきたところでもあります。ただ、このことは、私が町長に就任した当初から、すでに一貫して持ってきた危機意識と、基本的には同じ意味合いのものであり、そういった意味で、本日、冒頭の挨拶の中でも少し触れましたが、こういった視点に立って、これまで取り組んでまいりました、人口定住対策等の各種施策が、一定の成果、つまり人口の減少率の鈍化となって現れてきたと思っておりますし、その視点を、引き続いて、3月に策定いたしました第6次阿武町総合計画と、さらに、今回策定をいたしました阿武町版総合戦略を着実に施策展開することが重要である、と考えているところでございます。

そうした中、3点ほど、ご質問いただきましたが、まず1点目のご質問であります。具体的に、役場組織の中で、若い職員の情熱やアイデアを受け止める仕組みを構築できているか、ということではありますが、私は、阿武町においては、若い職員が自分の意見、施策等のアイデア、思いをある程度自由に言える雰囲気はできているというふうに思っておりますし、現実には、それぞれの課内で、頻繁に、あるときは侃々諤々、また、あるときは和気藹々と、色んな議論がなされているのを見かけ、大変頼もしく思っているわけではありますが、時には課長の方から、部下の職員がこういったアイデアを持っているので、検討してみようではないかというような提案も聞くわけでもありますし、私も、特に若い職員の柔軟な意見やアイデアについては、真摯に耳を傾け、できるだけこれを取り上げてきたつもりでありますし、今後もこのスタンスは、ずっと続けていきたいと考えているところでございます。

次に、2点目の、観光戦略の展開について、であります。昨年6月議会定例会の際の一般質問で、今回紹介のありました、フィッシングパーク構想、鹿島湾遊覧船・遊漁事業、清ヶ浜ビーチの周辺整備事業等をご提案いただいたと

ころでございます。議員ご質問の、観光戦略の展開につきましては、町内での観光等の地域振興策の積極的な展開と受け止めさせていただきましたが、阿武町におきましては、一般的な観光地にある、いわゆる名所観光ということではなく、それがどのように地域振興につながるのか、あるいは、つなげていくかという発想での施策展開が重要であると考えているところでございます。言い換えれば、まち・ひと・しごと創生法でめざすところの、仕事と人の好循環によるまちの活力の向上であります。私は、こうした地域振興に対する考えとして、昨年 6 月の小田議員の一般質問にもお答えいたしました。当面重要なことは、阿武町全体の地域振興、観光等の拠点となる道の駅の魅力づくりであるというふうに思っております。これにつきましては、本年度は、拠点施設であります道の駅阿武町に、来訪者を歓迎し、町を紹介し、ここから町内の各施設に訪れていただけるように、総合観光案内板を設置したところでございます。そして、次に重要なことは、海と山、素晴らしい自然や、新鮮な農林水産物等、この地域が持っている特性の積極的な活用であります。これにつきましては、先ほどから、ご紹介のありました、小田議員のアイデアも十分承知しているところでありますが、どのような施策を展開するにいたしましても、基本は民間活力の活用であります。そして、町はそれをバックアップするというスタンスでなければならないと考えているところでございます。北海道の夕張市は、炭鉱閉山による過疎化の進行を阻止すべく、多くの観光リゾート施設を、第 3 セクターという形をとりながら、実質公営で建設いたしました。そして、その結果は、小田議員も十分ご承知のとおりであります。先ほど申し上げましたように、名勝史跡等がない当町におきましては、時代に合った、新たな観光ニーズの開発も重要な課題であります。踏み外してならない一線は、しっかりと見極めながら、これに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

次に、3 点目の、若者や女性を中心とした協議会について、であります。

先の 6 月定例会の一般質問の際には、仮称女性未来会議という形でご提案がありました。20代、30代の若い子育て世代のお母さんが、色々な意見を言えるような組織の創設ということでもあります。このことにつきましては、その趣旨につきましては、全く異論はないところでありますが、答弁でも申し上げましたが、若い女性を含めて、10人の内6人を女性で構成しております、既存の阿武町男女共同参画審議会のメンバーを増やして、20代、30代のお母さんにも参加していただく方法も考えられますし、全く別組織を立ち上げる方法もあるかというふうに思っております。話は少し逸れますが、今回の阿武町版総合戦略を策定するに当たり、コミュニティーデザインという手法をとらせていただきました。これは、職員が町民の中に飛び込んで、あらゆる年齢、性別、職種の階層の方々から、直接その意見やアイデア、町に対する思いを聞いていくという趣旨でありまして、延べ7日間で、子育て世代の夫婦等を含む30組、54人の方々からお話を聞くことができたところでございます。また、このほかにも、阿武町在住、在勤の20代、30代の男女を中心とした、ピクニック式のワークショップにおいても、24人の若者世代の方々にご参加をいただき、町づくりに対する熱い思いを共有することができたことは、今までの計画策定プロセスで、当町にない、新たな取り組みであったと思っております。従いまして、小田議員のご提案にあったような、組織の中に入っていただく候補者の目出しは、ある程度できたと思っておりますし、コミュニティーデザインの手法をとったのは、こういった人の発掘に大きな主眼をおいたからであるところでございます。そして、今後、総合戦略に掲げております8本のプロジェクトにつきましても、民間からのプロジェクトメンバーを募りながら進めていくこととしており、一部の方は重複することも有り得ると思っておりますが、いづれにいたしましても、これらの進め方につきましては、きちんと整理できるまでに、まだ若干時間を要しますので、これらの調整も含めて、ある程度先が

見えた段階で、ご提案の件は、前向きに進めていきたいと思っているところ  
でございます。以上で答弁を終わります。

○議長（田中敏雄） 2 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問はありま  
すか。

（2 番、小田高正議員「はい、再質問」という声）

○議長（田中敏雄） はい、2 番。

○2 番 小田高正 はい、ご答弁ありがとうございました。

まず、1 つ目ですね、組織風土づくりについては、今、中村町長は、全員が  
闊達にもの言える雰囲気であり、時には、色んな熱い議論が交わっていると  
いうことで、認識をさせていただきました。若い方がですね、自由な、熱い発  
想を言われたときに、課長または課長補佐、係長いらっしゃいますけども、暖  
かく、まずは見守って、夢でもいいんですよ。元気な発言が出るような組織を、  
まず望まれるんで、聞いてあげていただけたらというふうに思っています。

それから、2 点目ですけども、観光戦略ですね。まず、計画段階の時に、前  
にも言いましたけども、計画に、もちろん色んな事業計画、毎年作られるわけ  
なんで、昨年度も実施計画、色々大変だと思いますけども、計画段階の前に、  
こういった話を議会で、われわれ言うのが仕事なんで、優先順位、色々あるか  
も知れませんが、私は、一つひとつの、部分的な、一つのところに一極集  
中するのではなくて、奈古、宇田郷、福賀、3 地区、これが点と線と面で形成  
され、そして様々なところに観光客が行かれるシステム、これを何遍も言っ  
ているわけなんです。その中で、果たして事業投資したことが、成功か否かとい  
うのに、色んな問題点があるのかも知れませんが、もし色んな、面積とか  
地積調査されますけども、さらにまた、その段階で、水調査とか、やってい  
ただけたらというふうに思っております。

3 点目ですけども、基本的に、若者女性会議ですね、そういったことは男女

共同参画の増員なのか、新しい別バージョンなのか、ということなんですけども、私としては、別にこだわっておりませんので、特に主婦層、それから若い 30 代とか 20 代の男性もいらっしゃいますので、それに世代間を越えた、各世代が一体となった場の設定、そういったものも働きかけをしていただけたらというふうに思っております。

それから、ちょっと戻るんですけども、人づくり、町づくりの前に、健全財政の話もさせていただきました。今、数字的なものを、あれこれ並べるつもりはないんですけども、財政力指数とかですね、実質公債費比率、これ昨年度が 3 パーセント台だったのが、26 年度、2.6 パーセントですよ、実質公債費比率が、この辺は、すごい健全経営を物語っていると思うんですけども、町づくりとお金、お金と費用対効果、色んな部分の中で、町長自身も長年、総務課長時代から精通されていますので、私からすると、遊びの部分ですね、わくわく感の部分、そういったものも是非考えていっていただきたいし、今、町長は私の質問に対して、観光づくりの部分については、個別名称は言われませんでしたけども、ちょっとわくわく感がある部分、それについて、今現在、どのように考えておられるのか、その辺をちょっと言っていただけたらと思いますが。

よろしく申し上げます。

○議長（田中敏雄） はい、町長。

○町長 再質問、それぞれ質問事項 3 点について詳細な質問があったわけですが、まず 1 点目の、若い職員が自由闊達に意見か言えるような、そういった雰囲気にしてほしいということでありますが、課長によって温度差、全ての面で温度差があるというふうに思っておりますが、月に 1 回、課長会議を開きまして、いつも緊張感と問題意識を持って職務に臨むように、ということを行っているわけでありますが、これは、職員は全員プロであるわけですから、やはり、そのことを常に念頭に置いて仕事に取り組むようにということと言っ

ておりますが、そうした中で、やはり若い職員の柔軟な発想等も、期待をしているところでありまして、またそのためには、課長にも頑張ってもらいたいというふうに思っているところがございますし、また一生懸命やっているんだろうというふうな認識をもっているところがございます。

そして、2 点目の観光であります。観光については、小田議員言われるように、3 地区のバランスを考えた中で観光振興を図っていく、これが大変重要だろうというふうに思っているところがございます。1 箇所だけが良くなってもいけないというふうに思っておりますが、ただ、観光資源が 3 地区それぞれあるかどうかというのが、また別の問題でありまして、このことを考慮した中で、観光資源がばらつきがある中で、バランスをいかに取っていくか、このことは大変重要だろうというふうに思っております。私も、そのことについては、十分意を用いて、これからの観光振興を図っていききたいというふうに思っているところがございます。

それと、3 点目の女性会議であります。質問の中にも触れておられますが、こういった組織、集会をもっても、一番大事なことは、建設的な意見をその場に出していただく、このことが一番重要であるわけでありまして。そうした中で、色んな協議会等をつくってご意見等を伺う機会もあるわけですが、本当に建設的なご意見等もいただくこともあるわけですが、やっぱりそういった新しい年代層を対象にした組織も必要かなという認識は持っておりますので、また取り組んでいきたいというふうに思っておりますが、立場を関係なく発言の場を設定し、建設的な意見が飛び交う、ということをお願いしているということが、質問の中であつたわけでありまして、まさにそのとおりだろうと思います。協議会においても、やはり私どもが求めているのは、建設的な意見であります。私が町長就任して以来、町づくり懇談会を開いておりますが、ここでも、いつも冒頭言っているのは、建設的なご意見をいただきたいということと言っているわ

けであります、現実的にはなかなか、そこまでいっていない、ややもすると要望活動的なことを言われて、そして後は、行政に任せきりで、やりっぱなしですよ、そういった傾向にありますので、やはりその辺は、十分意を用いて、これから対応していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（田中敏雄） 2 番、ただ今の執行部の答弁に対する再々質問がありますか。

（2 番 小田高正議員「はい、再々質問」という声）

○議長（田中敏雄） はい、2 番。

○2 番 小田高正 ありがとうございます。ある程度、共有できる部分がありますので、冷静沈着な町長でありますから、色々と試行錯誤しながら、ご努力していただけたらと思います。

ちょっと、町づくりの 1 点ですけども、ここに阿武町総合計画、これちょっと、今日持ってきたんですけども、今日も組織づくりですとか、選ばれる町づくりの冊子を見られて、非常にスピード感があっていいなと思います。勉強できる部分もありますし、今日、必死で見てみたいなと思います。

で、この中にですね、一番後ろですね、住民アンケート、この住民アンケート、折角取られたんで、議員からも何か聞いてみたいなというふうに思うんですけども、一般の方と、中学生、高校生が共通しているのが、宿泊施設、コンビニ、ガソリンスタンドなんですね、ちょっと関連質問ですから踏み入った回答はいいですが、こういったように、これ町が全部やる仕事じゃないですけども、みんな町民の方認識しています。民間がやる仕事なんですよ、はっきり言って。色んな町民が思うことでも、実際はこれは、逆に言うと民間の企業が考えなくちゃいけない、これはもう公にしてもいいと思います。でも、小さい町であれば、公がある程度動かないとできないというのも、もちろんあるはずですよ。例えば、一般住民に様々な企画があれば、そういったことも発言されて

もいいですし、例えば、そういう施設が要るのであれば、色々な投資の仕方というのも、町だけではなくて、町民の皆様を巻き込んだ、地域ぐるみの、公と民間、言ったら官民一体の施設も考えられるのではないかなと思います。様々思うんですけども、民間がまずは考えること、支店でスタンドを作るとかいうのがありますけども、逆に言うと J A も今、大井にスタンドがありますけども、山口県合併単一構想というのが、31年ですか、掲げておられますけども、J A だって民間ですから、逆に言うと、生産性が合わなかったら、分からない。分からないんですよ。この 191 号線にスタンドが無い、萩まで行かなくちゃ無いようなことがあってはいけない。そういったところで、やっぱり、その辺も早くから、農協にも要望してもらいたいし、存続もしてもらいたい。大井にあれば、それに越したことはない、と思います。片方は、やっぱり、公もそうですけども、大きな団体、組織の支店が無くなったら、非常に住民の皆さんが困ってしまう、という話なんですよね。金融機関にしてもそう、スーパーにしてもそう、その辺というものは、逆に町づくりを行っても、民間が逃げていくような町だったら、話にならないんで、その辺については、団体とか民間とか、色々な連携を持って、模索しながら、存続をしてもらうように行政からも働きかけていただけたらと思います。今、質問したのは、この住民アンケートの調査、これをやっぱり、意識づけてもらいたいし、年配の方、高齢者の方については、この景観はすばらしい、都会から帰ってこられる方については、景観がすばらしい、それは、日頃いらっしゃらないから、確かに素晴らしいかも知れない、しかし、毎日見ている人は、何にも変化が無いと、将来に不安がかかる、その辺は、バランスの取れた行政であってほしい、または、各世代が理解した町づくりを進めてもらいたい、そういった点で、これからもあってもらいたい、その 1 点だと思います。その辺について、何か、町長あれば、お願いします。

○議長（田中敏雄） はい、町長。

○町長 住民アンケート、参考になる部分もあります。色んなご意見あります。住民ですから、それぞれ思いがありますから、それを全て行政の方で対応するという事は、それは不可能でありますし、その中で、やはり参考にすべきところは参考にすると、そういうスタンスでアンケートも実施したわけでありまして、そのことは、やはり意を用いて対応していきたいというふうに思っておりますが、ただ、小田議員言われたように、企業については、結果を問われることがあるわけでありまして。これは、いわゆる収益の問題でありますから、先ほどの、JAのガソリンスタンドの問題もそうです。あれは、消防法とのからみがあって、農協の方で、地域住民への説明会をされたわけですが、その時、住民の皆さんがもっと声を上げて、反対をしてですね、どうしてもこの奈古地区にという話で、そういった盛り上がりがないと、それを行政だけに反対云々ということで、対応、取り組みをとということになっても、なかなか難しいですが、ただ、そこで、言われるように、官民一体となってという言葉がよく言われますが、これは聞こえはいいんですけど、これほど難しいものはありません。最終的には、全て行政の責任という話に、日本全国色んな組織がありますけど、そういった傾向があるわけでありまして、またその辺りは、慎重に対応していく必要があるんだろうというふうに思っておりますが、ただ、基本は、身の丈に合った財政運営、健全な財政運営をした中でないと、事業も展開できないわけでありまして、それを全く無視して事業を進めるといふ、そういった考え方は、やはり地方自治体の最高責任者としては、できる話ではありませんから、そのことについては、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（田中敏雄） これをもって、2 番、小田高正君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

休 憩 11時15分

再 開 11時23分

○議長（田中敏雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。次に 3 番、白松博之君、3 番については、自席より一般質問を行ってください。

○3 番 白松博之 それでは、この席より質問をお許しいただき、ありがとうございます。

福賀地区老人福祉施設の建設計画についてお尋ねします。

国においては、今後、医療費が大幅に増大することから、平成26年6月25日に医療介護総合確保促進法、いわゆる地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、が成立したところですが、これに伴い、萩圏域の10年後の病床数について、県から萩圏域の医療需要及び必要病床数案が示されたようです。

これによると、現在の900床に対し、10年後は614床、特に高齢者の入院患者が多い慢性期、いわゆる長期にわたり、療養が必要な患者を入院させる施設に対しては、522床に対し231床と、半分以下の規模が示されています。

この削減案が実施されるとなると、阿武町も他人事ではなく、これまで以上に入院できない患者が増え、在宅介護の負担が大きくなります。とりわけ阿武町の中でも高齢化率の高い福賀地区の住民にとっては、精神的にも、経済的にも大きな負担となります。

現在の福賀地区の要支援・要介護認定者数を見ますと、平成26年1月現在が57名、平成27年10月現在が58名と、ほぼ同数で推移しています。

福賀地区には現在、小地域サービス事業所えんがわ、がありますが、民家を改装した施設で、大変手狭なうえに、交通量の多い国道沿いとあって、その機能が十分果たされていないのは、すでにご承知のとおりであります。

以前、平成26年3月議会で、私は、福賀地域福祉施設の充実について、と題して質問をさせていただきましたが、その時の町長の答弁で、福賀地区でも現在あるデイサービスセンターのえんがわだけでは不十分で宇田郷地区と同じような老人福祉施設の整備が必要だと感じている。との答弁をいただき、福賀地区の住民は大きな期待とともに心待ちにしていました。

しかし、学校周辺は土砂災害警戒区域の指定を受け、中学校校舎付近までが、イエローゾーンとなり、跡地利用を断念せざるを得なくなりました。

先般も住民の方から、町政懇談会で町長は、福賀中学校跡地は災害警戒区域の指定を受け、老人福祉施設の建設は白紙に戻すことになった。とだけ言われ、それ以上の説明はなかったが、その後どのようなになっているのか。と、数名の方から厳しい指摘をいただきました。

確かにイエローゾーンの指定は予期せぬことでしたが、あれから数か月が経過しました。いまだに白紙状態のままでしょうか。

福賀地区の住民にとっては、地域の実情にあった老人福祉施設の建設は、悲願でもあるのです。特に2025年をめざして構築する地域包括ケアシステムは、保険者である市町が主体ですので、地域によって異なる高齢者のニーズや医療、介護の実情に合わせ、どうすれば豊かな老後の生活を営めるかを、住民や医療、介護施設などと連携、協議し、高齢者を支援する方策が求められていると思います。

阿武町が先に示された長期ビジョン、第6次阿武町総合計画、実施計画の中にも、福賀地区福祉の拠点づくり事業の中で地域交流、それから高齢者複合施設の整備として、次の内容を掲げておられます。

認知症対応型グループホーム、ショートステイ、デイサービスセンター、ヘルパーステーション、生活支援ハウス、介護予防拠点施設などが実施計画の中に明記してあります。この様な施設は、阿武町全体でも大いに活用できるものと思っています。特に最近では、生涯現役で過ごすために、健康寿命を延ばすことへの関心が高まり、医療費を削減する面からも、運動機能やリハビリに重点を置いた施設が求められています。地域住民のだれもが誇りを持ち、地域の一員として、住み慣れた地域で自立した豊かな生活をするためには、地域住民との交流など、開かれた施設であると同時に、地域全体で支えあう地域福祉という考えが大切ではないかと思えます。

最後に、このような施設を建設するにあたっては、事前に住民との話し合いが特に大切だと思っていますが、いつどのような形で行われるのかをお聞きして、質問を終わります。町長の明快な答弁を求めます。

○議長（田中敏雄） ただ今の、3番、白松博之君の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 3番、白松議員の、福賀地区老人福祉施設の建設計画についてのご質問にお答えいたしますが、今一度、これまでの経緯について、まずは説明をいたします。

今回の一般質問に関連する、福賀地域福祉施設の充実につきましては、平成 26 年 3 月議会において、白松議員から、福賀地区においても介護認定者が増え、小地域サービス事業所えんがわの施設だけでは対応ができなくなっている、地域の実情に合った施設の整備が必要ではないか等についての一般質問をいただいたところでありまして、その答弁の中で、私は、福賀地区においてもデイサービスセンターのえんがわだけでは不十分で、老人福祉施設の整備が必要であると感じている、とお答えをしたところであります。

特に、福賀地区においては、福賀中学校が来年 3 月末をもって、閉校が決定

していることから、この中学校の跡地を、今後どのように活用していくか、ということが大きな課題としてあったわけではありますが、私といたしましては、地域からの要望の高い、高齢者福祉施設の整備を前提に、今年 3 月に策定いたしました、平成 27 年度から 31 年度までの、阿武町総合計画及びこの計画に基づいて策定した実施計画の、高齢者支援対策の推進の中において、福賀地区福祉の拠点づくり事業として、地域交流、高齢者福祉複合施設の整備を計画したところであります。また、高齢者介護保険においても、第 6 期目となります、平成 27 年度から 29 年度の高齢者介護福祉計画の策定に当たり、福賀地区の地域交流・高齢者福祉複合施設の建設計画については、補助対象事業として山口県に申請して、県全体の計画に載せる必要があり、県と協議しながら、整備を進めるように計画をしたところであります。

こうした中で、先のまちづくり懇談会で説明したとおり、福賀中学校が土石流警戒区域の範囲に入っていることが判明し、補助金等の関係で、山口県との協議が必要になってきたところであります。特に、山口県におきましては、6 年前の平成 21 年 7 月 21 日に、中国九州北部豪雨により、土石流が多発し、防府市の特別養護老人ホームなどの被災により、死者が 14 人にもものぼる痛ましい被害等を受けて、平成 22 年 7 月 12 日に、社会福祉施設等の立地に関する指導要綱が制定されたところであります。そのため、県の担当課へ、土石流警戒区域内への福祉施設の建設について、事前に相談をいたしましたところ、土石流警戒区域内での老人福祉施設の建設に当たっては、県としても、協議・検討する必要があるとのことから、7 月 10 日までに事前相談書の提出を求められ、これを受けて、7 月 9 日付けで、福賀中学校の跡地利用としての高齢者福祉施設の建設の必要性などを訴える事前相談書を作成し、資料一式を揃えて、県に提出をしたところであります。その後、8 月 27 日に、県から回答が届き、土石流警戒区域の中に新たな福祉施設を建設する場合の補助金は認められない、との観点

から危険箇所等に該当しない土地で整備を行うこと、との内容でありました。

私といたしましては、この県からの回答を受けて、土石流警戒区域の中にあつては、今後、公共施設の建設は難しいことから、新たに建設場所の選定を検討する必要に迫られてきたところではありますが、この建設場所の選定に当たりましては、将来的な地域の人口動態や、地域の特性などを考慮した場合、どのような内容の施設が、どれくらいの規模で必要なのか、また、私有地の場合であれば、所有者の意向もあるわけでありまして、責任ある立場にある者として、将来を見据え、慎重に計画を練り直す必要がある、との思いの中で検討してきたところでございます。

この間、10月8日のまちづくり懇談会におきまして、福賀中学校閉校後の建物は、地域の娯楽施設や他の施設に利用できないか、と質問をいただきましたが、その際に、土石流警戒区域内での新たな福祉施設の建設はできないこと、また、土石流警戒区域内にあるため、閉校後の跡地の利用についても、現在では白紙であり、今後、協議しながら検討していく、とお答えしたところでございます。

そうした中で、現在、福祉施設の建設につきましては、民生課を中心に、社会福祉協議会と阿武福祉会が一緒になって、近隣の老人福祉施設の視察等を行いながら、意見を集約し、新しく建設する施設の規模や、それに見合った場所の検討などを行っているところでありまして、超高齢社会の中にあつて、将来的な予測を加味しながら、総合的に考えて計画を立て、必要に応じて、地域の関係者のご意見なども伺いながら推進していこうと考えているところであります。

なお、ご案内のとおり、現在、地方公共団体においては、国が進める地方創生における総合戦略の策定が求められているわけでありまして、阿武町におきましても、今回、地方版総合戦略を策定したところでありますが、阿武町は、

民間の有識者会議であります日本創成会議が、消滅の可能性がある、と分析した自治体の一つであり、今回の国勢調査の結果によっては、3,500人を切る状況となってきたところでもあります。

そうした中で、地方版総合戦略の中の人口ビジョンとして、各地方公共団体の人口動態、将来人口推計の分析や中長期の将来展望を策定することが求められており、今回、阿武町の25年先となる、2040年の人口を推計したところでは、このまま人口減少対策に何も手を打たない場合は、人口が1,462人にまで減るとの試算で、総合戦略に沿って手を打ったとしても、1,834人にまで減少する予測となっているところでもあります。

現在、阿武町の高齢者数はピークを過ぎ、昨年あたりから、75歳以上の高齢者の数自体が減少している状況にあり、先ほどの試算を、福賀地区の人口に当てはめて推計すると、総合戦略がうまくいった場合には、10年後の2025年に、477人、20年後に380人、25年後の2040年には332人となる試算ですが、総合戦略等で何も手を打たない場合には、25年後には、福賀地区の人口は265人まで落ち込む予測となっているところでもあります。また、住民基本台帳による12月3日付けの、福賀地区の65歳以上の高齢者は341人ではありますが、25年先の推計による高齢者数は160人程度となることが予測され、25年先には、現在の住民基本台帳の高齢者人口と比較した場合、180人も高齢者が少ない数値となっているところがございます。

また、国においては、団塊の世代が全員75歳以上になる、2025年を目途に、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現が求められており、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくこととされているところでもあります。

その一方で、国は、医療費抑制が課題となっており、2025年問題への対応策として、医療・介護総合確保促進法を昨年制定し、病院から在宅介護や看護などを推進する、地域医療構想の策定を、全国の医療圏域に義務づけており、山口県でも、8 医療圏域を対象に、県が策定するための協議会が開催されたところでもあります。萩医療圏では、5 月に第 1 回、9 月に第 2 回、そして先月 11 月に第 3 回の地域医療構想策定協議会が開催され、第 3 回目の会議において、県から萩圏域の医療需要及び必要病床数の案が示され、ご案内のとおり、現在の 900 床に対して、10 年後の 2025 年の指標となる病床数は 614 床で、286 床もの病床数の減少となり、特に、高齢者の入院患者の多い慢性期は、現状の 522 床に対し 231 床と、半分以下の規模が提示されるなど、国の方針としても、将来的に人口の減少を見越した、医療体制や必要病床数のあり方が問われているところでもあります。

このような状況の中で、中長期的な視点に立って、これからの地域福祉のあり方を考えていくうえでは、高齢化の進展はもとより、人口の減少、健康寿命の延伸、在宅福祉の推進、さらには地域を維持していくうえでの課題などを総合的、包括的に検討しながら進めていく必要があります、地域の実情や在宅支援を考慮しながら、地域で安心して生活ができる福祉施設の整備を進めていきたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、今回ご質問の福祉施設につきましては、総合計画の実施計画には、概要となるものは掲載しておりますが、先ほど説明したとおり、諸般の事情により、現段階では、内容等がきちんと決まっているわけではありませんし、町全体を考えた施設の事業規模や予算的なもの、また、建設場所の選定等につきましても、中長期的な視点に立って決定したい、と考えているわけでありまして、今後、計画の中身が決まってくれば、関係者等にもご意見等をお伺いする機会もあるというふうに思っているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（田中敏雄） 3 番、ただ今の執行部の答弁に対する再質問がありますか。

（3 番 白松博之議員「はい」という声あり）

○議長（田中敏雄） はい、3 番。

○3 番 白松博之 まず、第 6 次阿武町総合計画というのは、つい最近できたばかりで、議員としても賛同したわけですが、この中にあげておられることについて、是非とも実施をしていただきたいということと、それから、まだ明快な答弁いただいておりますけれども、事前に地域住民との話し合いというのが、特に、私は大切だと思います。

例を挙げますと、先般の、バスの路線の廃止の時に、住民の声をどのように聴かれたかというのを見ますと、関係者ということで、高校通学生徒の父兄、それから来年度通学される生徒の父兄に説明会があり、私ども一般の者に対しては、インターネットでパブリックコメントを求めるといふ、実際には、その中に 1 件か 2 件しかコメントがなかったというふうに聞いておりますけれども、このバス路線の廃止というのは、福賀地区の人たちにとってみれば、本当に寝耳に水の事態だったというふうに思います。

是非とも、住民との話し合いを、どのような形でされるのか、明快にご答弁いただきたいと思います。

○議長（田中敏雄） はい、町長。

○町長 福賀地区のバス路線の問題と、今回の老人福祉施設の建設につきましては、性格が全く違いますので、同じ考え方で進めていくという考え方は無いわけではありますが、参考となりますのは、宇田郷地区で、ひだまりの里を整備しております。このときにも協議会を設置して、意見を集約した中で、建設をしておりますので、それを参考にして進めていきたいというふうに思っております。

ます。以上です。

○議長（田中敏雄） 3 番、ただ今の執行部の答弁に対して、再々質問はありますか。

（3 番、白松博之議員「はい」という声あり。）

○議長（田中敏雄） はい、3 番。

○3 番 白松博之 このバス路線のことについては、住民との話し合いを、特に住民の方は希望しておるということを申し上げたことでございます。

是非とも、住民との話し合いを、具体的に、また今後、進めて欲しいと思います。以上です。

○議長（田中敏雄） 答弁はいいませんか。

（3 番、白松博之「はい、よろしいです」との声あり。）

○議長（田中敏雄） 以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は終了しました。

ここで、会議を閉じて 5 分間休憩いたします。

休 憩 11時44分

再 開 11時48分

○議長（田中敏雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**追加日程第 1 発議第 2 号 議長辞職願の許可について**

○議長（田中敏雄）　ここで、本職よりお願いを申し上げます。

先ほど、議長としての辞職願を副議長に提出しました。

議長退任にあたり、一言お礼の言葉を申し上げます。

顧みますと、平成 21 年 11 月臨時議会において、議員皆様方のご推挙をいただき、不肖私が阿武町議会議長の要職に就任させていただき、早や 6 年の歳月が過ぎたところであります。この間、大きな過ちもなく、無事に本日ここに退任することができまして、誠にありがとうございました。

6 年間の中でも、平成 23 年 3 月に、これまで経験したことのない、また見たこともない東日本大震災は、日本中が津波の恐怖におびえ、今でも 3 月議会現地踏査から帰ってテレビを見たときの、目を覆いたくなるような映像は、今でもはっきりと脳裏に焼き付いております。その後も、各地域でこれまで経験したことのない豪雨災害や火山の噴火等々が発生し、島根山口豪雨災害、広島北部の土砂災害等々、当町においても宇田郷、福賀地区で、死者が出なかったことは、不幸中の幸いで、大変ありがたいと思います。

町民の安心安全な暮らしのためにも、命の道として 1 日も早い山陰自動車道の早期着工に向け、執行部と一丸となって各方面に要望してきたことも、活動の一つだと思えます。

通称増田レポートと言われております、2040 年までに 896 の自治体が消滅すると言われ、大きな不安を抱えながら、人口減少の続く中、当町は単独町政を取り組まなければなりません。安心安全な町づくりのためにも、これまで以上に、執行部と連携を深めるとともに、歴史と伝統のある阿武町議会においても、これまでに増して、議長を中心に一致団結し、議会の権能を十分発揮して取り組まなければならないと思えます。

終わりにになりましたが、この 6 年間、議員の皆様はもとより、中村町長はじめ執行部の皆さんに心から感謝を申し上げまして、お礼の言葉といたします。誠にありがとうございました。

どうぞ審議のほど、よろしく願いたします。ここで、副議長と交代いたします。

(田中敏雄議長、8 番の席へ)

(小田達雄副議長、議長席へ)

○副議長(小田達雄) ただ今、田中敏雄議長から議長の辞職願が提出されましたので、副議長の私が議長に代わってその職を務めさせていただきます。

お諮りします。ここで、議長辞職願の件について、日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○副議長(小田達雄) 全員異議なしと認めます。よって、議長辞職願の件を日程に追加し、議題とすることを決定しました。

それでは、追加日程等を配布しますのでしばらくお待ちください。

(議会書記、追加日程第 1 及び発議第 2 号を配布する。)

○副議長(小田達雄) 追加の日程及び議案については、お手元に配布のとおりです。

○副議長(小田達雄) 追加日程第 1、発議第 2 号、議長辞職願の許可について、を議題とします。本件は、地方自治法第 117 条の規定により、議員の除斥の対象となりますので田中議員は退席されます。

(田中敏雄議長退場する。)

○副議長(小田達雄) 発議第 2 号、議長辞職願の許可について、お諮りします。

議長、田中敏雄君より提出の辞職願を許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○副議長(小田達雄) 全員異議なしと認めます。

よって、田中敏雄君の議長辞職願を許可することを決定しました。ここで、田中議員の入場を許可します。

(田中敏雄議員入場)

## 追加日程第 2 選挙第 1 号 阿武町議会議長の選挙について

○副議長(小田達雄) ただ今、議長が欠員となりました。

お諮りします。ここで議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 2 とし、直ちに議題としたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長(小田達雄) 全員異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 2 として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程等を配布しますので、しばらくお待ちください。

(議会書記、追加日程第 2 及び選挙第 1 号を配布する。)

○副議長(小田達雄) 追加の日程及び議案については、お手元に配布のとおりです。

○副議長(小田達雄) 追加日程第 2、選挙第 1 号、阿武町議会議長の選挙を行います。

ここで会議を閉じて、全員協議会のため暫時休憩します。

休憩 11時55分

(この間、全員協議会)

再開 12時14分

○副議長(小田達雄) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

選挙第 1 号 阿武町議会議長の選挙について、お諮りします。

選挙の方法は、投票または指名推選のいずれかの方法がありますが、地方自治法第118条第 2 項の規定により、副議長において、指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○副議長(小田達雄) 全員異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることと決定しました。

それでは、指名推選の候補についてどなたか発言を願います。

(4 番 中野祥太郎議員より「はい」と発言を求められる。)

○副議長(小田達雄) 4 番、中野祥太郎議員。

4 番 中野祥太郎 私は、かねてよりずっと阿武町内のいろんな要職をされておられます、そして議会議員としても長く努めていらっしゃいますし、まずは先般の議会選挙でトップで当選をいらっしゃいます、末若議員を推選したいと思えます。

○副議長(小田達雄) その他にありませんか。

○副議長(小田達雄) ないようですので、お諮りします。

ただ今、指名がありました末若憲二君を議長の当選人とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長(小田達雄) 全員ご異議なしと認めます。よって、末若憲二君が議

長に当選されました。

○副議長（小田達雄） それでは、当選の告知を行います。

ただ今、議長に当選されました末若憲二君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選を告知します。

（末若憲二議員、「謹んで承ります」の発言あり。）

○副議長（小田達雄） 末若憲二君の議長就任の承諾のご発言がありましたので、議長が決定しました。

ここで議長を交代します。ご協力ありがとうございました。末若議長、議長席へどうぞ。

（小田達雄副議長、自席へ移動）

（末若憲二新議長、議長席へ）

○議長（末若憲二） それでは、直ちに議長の職を執らせていただきます。

議長就任にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

先ほどは、議長選挙で議員全員のご推薦を頂戴し、議長の大役を受けることとなりました。何分にも、浅学非才ではありますが、一生懸命大役を務めていく所存であります。

また、田中前議長におかれましては、6 年間、伝統ある阿武町議会のリーダーとして、卓越した手腕を発揮され、多大なご貢献を頂戴しました。誠にありがとうございました。今後も、阿武町議会に対しまして、ご尽力をよろしくお願いいたします。

私も、田中前議長を見習って、議会をまとめ、執行権限を持つ執行部と、議決権限を持つ議会側とのそれぞれの権限を尊重し合い、協力して町民の負託に応え、阿武町の大きな目標である地方創生が成し遂げられるように、頑張っていく所存であります。

そのためには、皆様方のご指導、ご鞭撻、さらにはご協力をお願いいたしま

して、甚だ簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（末若憲二） ここで、会議を閉じて、午後 1 時まで休憩いたします。

休 憩 12時19分

再 開 13時00分

### 追加日程第3 発議第3号 副議長辞職願の許可について

○議長（末若憲二） 昼食のための休憩を閉じて、会議を続行いたします。

○議長（末若憲二） 先ほど、副議長の小田達雄君から議長の元に副議長辞職願が提出されております。

お諮りします。ここで、副議長辞職願の件について、日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 全員ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職願の件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定しました。

それでは、追加日程等を配布しますのでしばらくお待ちください。

（議会書記、追加日程第3及び発議第3号を配布する。）

○議長（末若憲二） 追加の日程及び議案については、お手元に配布のとおりです。

○議長（末若憲二） 追加日程第3、発議第3号、副議長辞職願の許可について、を議題とします。本件は、地方自治法第117条の規定により、議員の除斥

の対象となりますので小田達雄議員は退席されます。

(小田達雄副議長退場する。)

○議長(末若憲二) 発議第 3 号、副議長辞職願の許可について、お諮りします。副議長、小田達雄君より提出の辞職願を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長(末若憲二) 全員ご異議なしと認めます。

よって、小田達雄君の副議長辞職願を許可することに決定しました。ここで、小田達雄議員の入場を許可します。

(小田達雄議員入場)

#### **追加日程第 4 選挙第 2 号 阿武町議会副議長の選挙について**

○議長(末若憲二) ただ今、副議長が欠員となりました。

お諮りします。ここで副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 4 として、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(末若憲二) 全員ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 4 として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程等を配布しますので、しばらくお待ちください。

(議会書記、追加日程第 4 及び選挙第 2 号を配布する。)

○議長(末若憲二) 追加の日程及び議案については、お手元に配布のとおりです。

追加日程第 4、選挙第 2 号、阿武町議会副議長の選挙を行います。

ここで会議を閉じて、全員協議会のため暫時休憩します。

休 憩 13時05分

(この間、全員協議会)

再 開 13時23分

○議長(末若憲二) 休憩前に引き続き、会議を続行します。

追加日程第 3、選挙第 2 号、阿武町議会副議長の選挙について、お諮りします。選挙の方法は、投票または指名推選のいずれかの方法がありますが、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、議長において指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(末若憲二) 全員ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

それでは、指名推選の候補についてどなたかご発言をお願いします。

(3 番、白松博之議員より「はい。」と発言を求められる。)

○議長(末若憲二) 3 番、白松博之君。

○3 番 白松博之 長嶺吉家君を副議長に推選します。長嶺議員は、議会運営にも精通しておられ適任だと思いますので推選します。

○議長(末若憲二) その他ありませんか。

○議長(末若憲二) ないようですので、お諮りします。

ただ今、指名がありました長嶺吉家君を副議長の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（末若憲二） 全員ご異議なしと認めます。よって、ただ今長嶺吉家君が副議長に当選されました。

○議長（末若憲二） ここで、当選の告知を行います。

ただ今、副議長に当選されました長嶺吉家君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

（長嶺吉家議員、「謹んでお受けいたします」の発言あり。）

○議長（末若憲二） 長嶺吉家君の副議長就任の承諾のご発言がありましたので、副議長が決定しました。

副議長、挨拶があれば、これを許します。ご登壇ください。

（長嶺副議長、登壇し、挨拶を行う。）

○副議長（長嶺吉家） 副議長の職を、就任することになりました長嶺吉家です。どうぞよろしく願いいたします。

もとより、浅学非才の身ではありますが、議長を支え、議会運営が円滑に進むように最善を尽くしたいと思います。そのためには、経験豊富な議員の皆様方、識見をもとにご指導、ご鞭撻をお願い申し上げたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（末若憲二） これをもって、副議長の選挙を終わります。

#### **追加日程第 5 発議第 4 号 議席の変更について**

○議長（末若憲二） ここで、お諮りします。

先ほどの、議長及び副議長の選挙に伴い、議席を変更する必要が生じたので、議席の変更について、を日程に追加したいと思います。ご異議ありま

せんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長(末若憲二) 全員ご異議なしと認めます。

よって、議席の変更についてを、日程に追加することに決定しました。

それでは、追加日程等を配布しますのでしばらくお待ち下さい。

(議会書記、追加日程第 5 及び発議第 4 号を配布する)

○議長(末若憲二) 追加日程等については、お手元に配布のとおりです。

追加日程第 5、発議第 4 号、議席の変更について、お諮りします。議席の変更については、お手元に配付した議席表のとおり、議席を変更することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長(末若憲二) 全員ご異議なしと認めます。よって、議席の変更については、お手元に配布した議席表のとおり、議席を変更することに決定しました。

それでは、ただいま決定した議席にそれぞれご移動をお願いします。この際、暫時休憩します。

(席を移動する)

#### 日程第 4 発議第 1 号 議会運営委員会委員の選任について

○議長(末若憲二) 続きまして、日程第 4、発議第 1 号、議会運営委員会委員の選任について、を議題とします。

議会運営委員会委員の選任については、先ほどの全員協議会において決定がなされておりますので、職員をして朗読させます。議会事務局長。

(議会事務局長、委員の朗読を行う。2 番、小田高正議員、3 番、白松博之議員、5 番、西村良子議員、7 番、小田達雄議員)

○議長(末若憲二) お諮りします。発議第 1 号、議会運営委員会委員の選任については、ただ今事務局長朗読のとおり、選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長(末若憲二) 全員ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員は、ただ今朗読したとおり、選任することに決定しました。

#### **日程第 5 報告第 1 号 議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について**

○議長(末若憲二) 日程第 5、報告第 1 号、議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について。

委員長、副委員長の互選も先ほどの全員協議会で協議がなされております。私の方から発表させていただきます。委員長に西村良子議員、副委員長に小田達雄議員、以上ご報告します。

**追加日程第 6 発議第 5 号 特別委員会委員の選任について及び追加日程第 7 報告第 2 号 特別委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について**

○議長（末若憲二） 先ほどの議長及び副議長の選挙に伴い、日程に追加すべき人事案件があります。今から追加日程等を配布しますので、しばらくお待ち下さい。

（議会書記、追加日程及び発議を配布する）

○議長（末若憲二） 追加の日程及び議案については、お手元に配布のとおりです。

お諮りします。ただいま、お手元に配布しました、議事日程のとおり、特別委員会委員の選任について及び特別委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について、の 2 件を議事日程に追加し、一括して直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（末若憲二） 全員ご異議なしと認めます。

よって、議事日程を追加し、一括して直ちに議題とすることに決定しました。

○議長（末若憲二） 追加日程第 6、発議第 5 号、特別委員会委員の選任について。

阿武町行財政改革等特別委員会委員の選任については、議長を除く 7 人全員ということで、先ほどの全員協議会において決定がなされておりますので、お手元に配付しております名簿のとおり選任したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（末若憲二） 全員ご異議なしと認めます。よって、特別委員会委員は、

名簿のとおり、選任することに決定しました。

○議長（末若憲二） 追加日程第 7、報告第 2 号、特別委員会委員長、副委員長の互選結果の報告についても、先ほど互選をされておりますので報告します。

阿武町行財政改革等特別委員会の委員長に中野祥太郎議員、副委員長に小田高正議員、以上です。

### 追加日程第 8 議案第 13 号 阿武町監査委員(議員)の選任につき同意を求めること について

○議長（末若憲二） 議長の選挙に伴い、議会選出の監査委員でありました私が議長に選出されたため、先ほど、町長に監査委員の辞職願を提出し、承認を得ました。このことにより、日程に追加すべき人事案件があります。今から追加日程等を配布しますので、しばらくお待ち下さい。

（議会書記、追加日程及び議案を配布する）

○議長（末若憲二） 追加の日程及び議案については、お手元に配布のとおりです。

お諮りします。ただいま、お手元に配布しました、追加日程のとおり、阿武町監査委員（議員）の選任につき同意を求めることについて、を議事日程に追加し、追加日程第 8 として、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（末若憲二） 全員ご異議なしと認めます。

よって、議事日程を追加し、追加日程第 8 として、直ちに議題とすることに

決定しました。

○議長（末若憲二） 追加日程第 8、議案第 13 号、阿武町監査委員（議員）の選任につき同意を求めることについて、を議題とします。

執行部の説明を求めます。総務課長。

（総務課長、田中敏雄議員の選任を説明）

○議長（末若憲二） 以上で説明を終わります。

田中敏雄議員に申し上げます。地方自治法第 117 条の規定により、除斥となりますので、本件の審議が終了するまでの間、しばらくご退場をお願いします。

（田中敏雄議員 退場）

○議長（末若憲二） お諮りします。ただいま議題となっております議案第 13 号については人事に関するものでありますので、質疑、討論を省略の上、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（末若憲二） ご異議なしと認めます。

よって、本議案については質疑、討論を省略の上、直ちに採決することに決しました。

お諮りします。議案第 13 号について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（末若憲二） 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は原案のとおり同意することに決しました。

田中議員の除斥を解除します。

（田中敏雄議員 入場）

○議長（末若憲二） 少し早いようですが、ここで 10 分間休憩をいたします。

休 憩 13時38分

再 開 13時49分

## 日程第 6 議案第 1 号から日程第 17 議案第 12 号を一括上程

○議長（末若憲二） 休憩を閉じて、引き続き会議を続行します。

日程第 6、議案第 1 号から日程第 17、議案第 12 号までを一括上程します。

まず、日程第 6、議案第 1 号、阿武町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について、執行部の説明を求めます。経済課長。

○経済課長 それでは、議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 1 号、阿武町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例についてご説明いたします。本条例につきましても、農業委員会等に関する法律の一部が改正され、農業委員会の委員の選出方法等が改められるとともに、農地利用最適化推進委員が新設されることに伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める必要が生じたことから、条例を制定するものであります。

現在、農業委員会の委員につきましても、選挙による公選委員と議会及び団体からの推薦による選任委員がありますが、新たな農業委員の選出方法につきましても、農業者等からの推薦や一般公募を行い、その内容を整理したうえで、その候補者について議会の同意を得たうえで、市町村長が任命する方式に変わります。農業委員の定数につきましても、総会等の機動的開催のため、また、農業委員会の中に、今回新たに農地利用最適化推進委員が設置されることとなる等から、上限が現行の半分程度となるよう政省令が見直されたところであり

ます。また、新設されます農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会の業務のうち、農地の利用の最適化、すなわち担い手への農地利用の集積、集約化あるいは耕作放棄地の発生防止など、こうしたことを進めやすくするよう農業委員会の委嘱により設置されることとなったものであります。本条例は、以上改正法等を踏まえ、また、地域の農地の利用の最適化等の状況からその定数については、阿武町農業委員会の委員の定数を 6 人、阿武町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数を 6 人とするものであります。なお、附則におきまして、条例の施行日を平成 28 年 4 月 1 日とし、適用は現行委員の任期満了後の翌日である 4 月 30 日とするものであります。また、既存条例についても、併せて同適用日をもち、廃止するものであります。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二） 次に、日程第 7、議案第 2 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第 2 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例をご説明いたします。

本条例につきましては、番号法の施行に伴い、町長と教育委員会が利用する個人番号の利用範囲と、町長が保有する特定個人情報の提供できる情報を定めるものです。

第 1 条は、趣旨ですが、これは、今申したとおりですので省略いたします。

次に、第 2 条は、定義ですが、この条例でいう 1 号の個人番号から 4 号の情報提供ネットワークシステムはいずれも、番号法第 2 条の各項の規定に基づくということであります。

第 3 条は、町の責務ですが、個人番号の利用や特定個人情報の提供について

は、適正な取り扱いをする旨の規定です。

第 4 条は、個人番号の利用範囲ですが、第 1 項は、町長または教育委員会が利用できる範囲は、番号法別表第 2 の第 2 欄、つまり、福祉、保健、医療、社会保障、地方税、防災に関する事務の範囲とすること。さらに第 2 項は、第 1 項で規定する事務を処理するために必要な限度で、同表第 4 欄に掲げる自らが保有する特定個人情報を利用することができる、いわゆる庁内連携に関する規定です。

第 5 条は、特定個人情報の提供ですが、第 1 項は、番号法第 19 条第 9 号で、地方公共団体の機関が他の地方公共団体の機関に情報提供する場合の規定ですが、下の別表にありますように、第 1 欄の照会機関である教育委員会が、第 3 欄の情報提供機関である町長に対し、第 2 欄の事務、つまり学校保健安全法による医療に要する援助に関する事務、具体的には、要保護、準要保護の決定事務等ではありますが、これを行うために、第 4 欄の特定個人情報である地方税法の規定により算出した税額またはその算定基礎となる事項に関する情報であって規則で定めるもの、つまり住民税の課税状況であったり、所得の状況、これを提供できる旨の規定です。第 2 項は、教育委員会と町長との間で、この情報の提供があった場合は、関係する書面の提出があったものとみなす旨の規定です。

第 6 条は、委任で、必要事項は、町長が詳細について、別途定める旨の委任規定です。

附則ですが、この条例は、法附則第 1 条第 4 号で、番号法施行から 3 年 6 月を超えない範囲で定めるとなっておりますが、平成 28 年 1 月 1 日からの施行としております。なお、第 4 条第 2 項の、町長と教育委員会との間の情報提供ネットワークシステムを使った情報提供につきましては、法施行から 4 年を超えない範囲となっておりますが、具体的には、これにつきましては、平成 29 年 1

月からが予定をされているところであります。なお、番号法の施行日そのものは平成27年10月5日となっております。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二） 次に、日程第8、議案第3号、阿武町介護保険条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第3号、阿武町介護保険条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

本条例も、番号法関係ですが、番号法の施行に伴い、介護保険の保険料の徴収猶予や減免の手続きを簡素化する規定です。

5 ページの新旧対照表をご覧ください。

第9条は、保険料の徴収猶予ですが、改正前は、徴収猶予手続きの際に申請書を提出するとともに、猶予を必要とする理由を証明する書面、つまり所得証明等の添付を要しておりましたが、改正後は、申請書に個人と個人番号を記入すれば添付が必要なくなるという規定であります。

第10条は、保険料の減免ですが、これも同様の趣旨の書類添付の省略の規定ですので、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二） 次に、日程第9、議案第4号、阿武町税条例等の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。住民課長。

○住民課長 7 ページをお願いいたします。

議案第4号、阿武町税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例の一部改正につきましては、税の猶予制度と番号法にかかるもので、平成27年4月1日に施行された地方税法の一部を改正する法律、平成27年法律第2号、に基づくものでございます。

猶予制度は、納税者の負担の軽減と早期納税の履行を確実にするためのもので、徴収の猶予及び職権による換価の猶予の見直しと、申請による換価の猶予

の創設による改正でございます。今年の 6 月議会の時点では、県、市町の状況などがわからず、改正のための時間が不足であったため、猶予制度の条例改正は行えない状況でありました。

現在、県下の状況は、県を始め市町の大半が地方税法に準ずる改正を行う予定となっておりますので、地方税に基づき条例改正をするものです。

また、番号法にかかる改正は、今年の 6 月議会において条例改正を行いました。法人番号の取り扱いが変わり、納付書、納入書に法人番号が記載されないこととなりましたので、改めるものでございます。

条例の改正につきましては、7 ページから 11 ページに掲げておりますが、改正部分につきましては、16 ページから 28 ページに新旧対照表を記しております。

それでは、猶予制度についてご説明をし、その後に改正内容についてご説明をいたします。

15 ページをお願いします。猶予制度は、徴収猶予と換価の猶予がございます。

表の左側になりますけれども、徴収猶予は、①の、災害、盗難、病気等の事実によるもの、②の、事業の休廃止、事業の損失があった場合、③の、賦課の遅延等による場合で、一時に納付することができないと認められた場合をいいます。

表の右側になりますけれども、換価の猶予につきましては、職権による換価の猶予と、新たに設けられました申請による換価の猶予がございます。いずれも納税に対し誠実な意思を有していることが必要となります。職権による換価の猶予は、財産の換価を直ちにすることにより、事業の継続や生活の維持が困難となる場合をいい、申請による換価の猶予は、一時に納付することにより事業の継続や生活維持が困難となるおそれがある場合をいいます。

猶予の期間は 1 年以内となっておりますが、事情により最大 2 年まで延長が可能となります。

担保につきましては、原則必要となりますが、税額100万円以下または3カ月以内の猶予の期間は、担保は不要となります。また、延滞税についても軽減が図られるものでございます。

12ページをお願いいたします。次に、改正内容についてご説明いたします。

改め文、第1条関係についてご説明いたします。

第8条から第17条削除、という形でございますが、これは削りまして、第7条の後に、次の第8条から第17条を加えるものでございます。

第8条は、徴収猶予にかかるもので、猶予をする期間内において分割納付をさせるための規定でございます。

第9条は、徴収猶予の申請手続き等にかかるもので、猶予を受ける金額が100万円を越え、猶予期間が3カ月を越える場合は、担保の提供が必要となるものです。申請が不備の場合は、20日を過ぎると取り下げとなるものでございます。

第11条は、職権による換価猶予の手続きで、徴収猶予に準じ分割納付をさせるものでございます。

第12条は、申請による換価の手続き等にかかるもので、申請期間は納期限から6カ月以内とするものでございます。

第13条は、猶予にかかる金額が100万円以下、猶予期間が3カ月以内の場合、担保不要とするものでございます。

第10条、第14条から第17条は、空き条文で、削除とするものです。

なお、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次に、改め文、第2条についてのご説明でございます。

第2条は、用語にかかるもので、納付書、納入書について法人番号を記載する規定が行われなかったため、改正前に返すものでございます。

第36条の2は、町民税における法人番号の規定を整備するものでございます。

第63条の2は、固定資産税における法人番号の規定を整備するものでござい

ます。

また、第 89 条は、軽自動車税における個人番号と法人番号の規定を行うものでございます。

第 139 条の 3 は、特別土地保有税の減免にかかるもので、法人番号等の規定の整備でございます。

第 149 条は、入湯税にかかるもので、法人番号等の規定の整備でございます。

附則としまして、納付書、納入書の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行とし、第 6 条は、町たばこ税の申告様式を規定するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行となります。

以上で、議案第 4 号の説明を終わります。

○議長(末若憲二) 次に、日程第 10、議案第 5 号、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について、執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 29 ページでございます。議案第 5 号、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例をご説明いたします。

本条例は、複数年にわたる債務の負担に関する契約につきましては、地方自治法第 214 条の規定により、債務負担行為として議決することを原則としておりますが、複数年にわたる契約であっても、電気、ガス、水の提供、若しくは電気通信等の役務の提供契約等の事務的な契約につきましては、地方自治法第 234 条の 3 及び同施行令第 167 条の 17 で、長期継続契約として、その範囲を定めることによって債務負担行為を省略することができることとなっております。ほとんどの市町村におきまして、これを定めておりますが、本町におきましては、この条例がありませんでしたので、今回これを新規制定するものであります。

第 1 条は、趣旨ですが、今申し上げたとおりですので説明は省略させていただきます。

第 2 条は、長期継続契約を締結することができる契約の範囲ですが、第 1 号で、電子計算機、サーバー、プリンター等の事務機器及び通信機器のリース料及び保守料等であります。第 2 号は、電算に係るソフトウェアの使用料や保守料です。第 3 号は、庁舎の施設管理や清掃、電気保安業務等でございます。第 4 号は、事務的な経費で、複数年契約しなければ支障のある契約ということでもあります。また、第 2 項は、契約は 5 年を越えない範囲ですることができるということでもあります。ただし、これにつきましては再契約をすることができるという規定でございます。

なお、この条例の施行日は平成 28 年 4 月 1 日としております。

以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二） 次に、日程第 11、議案第 6 号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例、並びに日程第 12、議案第 7 号、阿武町使用料条例の一部を改正する条例の 2 件は、関連がありますので、一括して執行部の説明を求めます。施設課長。

○施設課長 30 ページをお願いいたします。

議案第 6 号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例について、説明します。

本案件は、平成 27 年度完成の岡田橋団地の供用開始に伴う条例の一部改正をお願いするものです。

31 ページの新旧対照表で説明します。

位置は、阿武町大字奈古 2883 番地 1、建設年度、平成 27 年度、構造、木造瓦葺き 2 階建て、戸数、2、を加えるものです。施行期日は、公布の日から施行し、平成 27 年 11 月 1 日から適用です。

続きまして、32 ページをお願いします。

議案第 7 号、阿武町使用料条例の一部を改正する条例ですが、これも岡田橋団地の町営住宅の供用開始に伴うものです。

33ページの新旧対照表で説明します。

岡田橋団地の所在地の欄の2885番地1の次に、「・2883番地1」を加えるものです。1台分の駐車場区画当たりの使用料月額、1,000円、とするものです。以上です。

○議長（末若憲二） 次に、日程第13、議案第8号、公益財団法人やまぐち農林振興公社との分収造林契約の変更について、執行部の説明を求めます。経済課長。

○経済課長 議案書の34ページをお願いします。

議案第8号、公益財団法人やまぐち農林振興公社との分収造林契約の変更について、ご説明いたします。

阿武町における公社との分収造林契約につきましては、下表に示すとおりですが、今回、この分収造林契約について、この分収割合を、公社60パーセント、町40パーセントから、これを公社70パーセント、町30パーセントに変更することについて、議会の議決をお願いするものであります。

公社分収造林事業につきましては、昭和40年代の国策として、国、県、市町村が一体となり推進された、全国一律の制度であります。木材価格の大幅な下落等により、全国公社の経営改善が必須の課題となっているところであります。やまぐち農林振興公社におきましては、昨年3月末の長期収支において、大きく赤字になることが見込まれ、事業継続のためには、この長期収支の改善が必要であるとのことから、昨年3月、抜本的な分収造林事業経営改善計画が示されたところであります。この計画により、公社は自らの経営改善を行い、また県の財政支援に併せ、森林所有者であります県内の市町、あるいは個人との契約において、この分収割合の見直しをされることとなったところであります。ついては、この度、県及び公社から、県内の市町において、一致して分収割合を変更することへの協力依頼があり、この度、地方自治法に基づき、分収

割合の契約の変更についてお願いするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二） 次に、日程第 14、議案第 9 号、平成 27 年度阿武町一般会計補正予算（第 3 回）について、執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 35 ページをお願いします。

議案第 9 号、平成 27 年度阿武町一般会計補正予算（第 3 回）をご説明いたします。

今回の補正予算は、予算総額から 7,210 万 7 千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を 29 億 741 万 6 千円とするものです。以上です。

○議長（末若憲二） 続いて、説明をお願いします。説明は、歳出からお願いします。11 ページ、2 款総務費から。総務課長。

○総務課長

（総務課長、一般管理費、財産管理費、のうそんセンター費、ふれあいセンター費、情報政策費、企画総務費、企画振興費、選挙管理委員会費、指定統計調査費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、民生課長。

○民生課長

（民生課長、社会福祉総務費、老人福祉費、児童福祉総務費、児童クラブ費、診療所費、塵芥処理費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、経済課長。

○経済課長

（経済課長、多面的機能支払交付金事業費、林業政策費、林野管理費、森林整備地域活動支援事業費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、施設課長。

○施設課長

(施設課長、橋梁費、過疎対策道路事業費、住宅管理費、特定公共賃貸住宅管理費について説明する。)

○議長(末若憲二) 続いて、総務課長。

○総務課長

(総務課長、消防費について説明する。)

○議長(末若憲二) 続いて、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長

(教育委員会事務局長、学校管理費、町民センター費について説明する。)

○議長(末若憲二) 続いて、施設課長。

○施設課長

(施設課長、27 災農地災害復旧事業費、27 災農業用施設災害復旧事業費について説明する。)

○議長(末若憲二) 以上で、歳出の説明を終わります。

続いて、歳入に入ります。5 ページ、9 款地方交付税から。総務課長。

○総務課長

(総務課長、歳入について説明する。)

3 ページをお願いします。

2 表、地方債補正ですが、先ほど申し上げました、福賀中学校の統合に伴うスクールバスの購入にかかる過疎対策事業債、400 万円を追加計上するものです。

○議長(末若憲二) 次に、日程第 15、議案第 10 号、平成 27 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第 3 回)について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の 36 ページをお願いいたします。

議案第 10 号、平成 27 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正

予算(第 3 回)についてご説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に 1,230 万 4 千円を追加し、予算の総額を 7 億 1,972 万 8 千円とするものです。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長(末若憲二) 次に、日程第 16、議案第 11 号、平成 27 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 2 回)について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の 37 ページをお願いいたします。

議案第 11 号、平成 27 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第 2 回)についてご説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に 10 万 9 千円を追加し、予算の総額を 5,904 万 4 千円とするものです。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長(末若憲二) 次に、日程第 17、議案第 12 号、平成 27 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 回)について、執行部の説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の 38 ページをお願いいたします。

議案第 12 号、平成 27 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 回)についてご説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に 1 万円を追加し、予算の総額を 6 億 5,632 万 1 千円とするものです。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長(末若憲二) 以上で、議案説明を終わります。

## 日程第 18 委員会付託

○議長（末若憲二） 日程第 18、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております、議案第 1 号から議案第 12 号までの 12 件について、一括して、阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思いますが、ご意義ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（末若憲二） 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号から議案第 12 号までの 12 件については、一括して阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

○議長（末若憲二） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

○議長（末若憲二） 本日は、これをもって散会とします。

全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れさまでした。

散 会 14時42分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会前議長 田 中 敏 雄

阿武町議会前副議長 小 田 達 雄

阿武町議会新議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 中 野 祥太郎

阿武町議会議員 西 村 良 子